



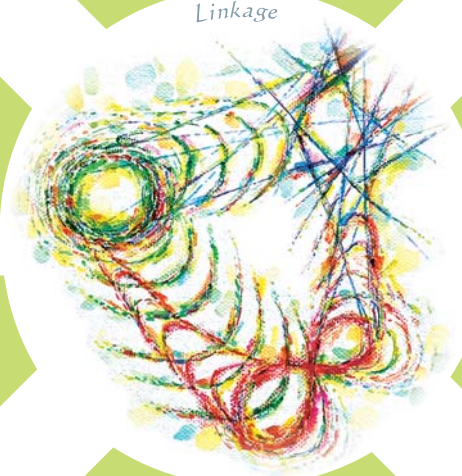
Life



Society



Nature



Linkage

Breakthrough

Dialogue

「そこから語る、問う、考える」

# 時報

第14号  
2021年

# しゃりんけん

Autonomy

Inclusive

Openness

南山大学社会倫理研究所

# もくじ

ご挨拶 社会倫理研究所所長 奥田太郎 1

## 特集

第14回社会倫理研究奨励賞 1  
全体講評—個人による選択の社会的文脈 石田 淳 2

第14回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿  
〈自発的〉移動と自己責任法  
—思想から人の移動を考える 岸見太一 6

## インタビュー

広島大学FE・SDGsネットワーク拠点(NERPS)  
平和と持続可能性が織りなす国際研究ネットワーク拠点の可能性  
金子慎治 10

## 学界報告

南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム  
「Why Be Resilient?  
—レジリエンスを補完性原理の視点から考える」 竈橋一輝 18

南山大学社会倫理研究所設立40周年記念国際シンポジウム  
「レジリエンスと人間の尊厳  
—補完性原理の探究を見据えて」 W・S・メレ 22

## 活動報告

2020年度懇話会等報告 30

「社会的レジリエンス」研究プロジェクト活動報告 竈橋一輝 38

「いのちの支援」研究プロジェクト活動報告 森山花鈴 40

「企業・人権・倫理」研究プロジェクト活動報告 W・S・メレ 42

## 社会倫理の道標

グリーンケアを考えるための十冊 佐藤まどか 44

## 研究所活動記録

2020年度活動報告 48

研究所専任スタッフ研究業績 50

南山大学社会倫理研究所スタッフ・研究プロジェクト関連マップ2021 54

編集後記 56

# ご挨拶

社会倫理研究所所長 奥田太郎

みなさま、いかがお過ごしでしょうか。2020年度は、社会倫理研究所にとっては、設立40周年という大きな節目の年となりました。私が社会倫理研究所に着任したのが2003年であり、設立20年を過ぎて新たな方向性を模索していた時期でしたので、そのあたりから数えて20年が経過した、ということになります。いわば、現時点での「後期」社倫研がひと段落し、次の20年へと動き出す起点となる1年であったと言えるでしょう。次の20年の歩みは、現時点での「後期」が「中期」へと徐々に位置づけを変えていくプロセスだとも考えられます。多くの方々の支えのなかで、これまででも、そして、これからも着実に活動を展開していきたいと思っております。2020年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延による「被災」の一年でもありましたが、可能な限り歩みを止めず、メモリアルイヤーを駆け抜けました。今号はその記録となります。どうぞお楽しみください。

## 特集

# 第14回社会倫理研究奨励賞

「社会倫理研究奨励賞」とは、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して南山大学社会倫理研究所が授与する賞であり、2007年度に開始されました。

第14回の募集は、2019年12月1日から2020年11月30日までに日本語で公刊された社会倫理に関する論文を対象として行なわれ、自薦・他薦あわせて12篇の応募がありました。そして、2021年2月4日、第14回社会倫理研究奨励賞選定委員会（構成員は下記表を参照）による厳正なる審査の結果、「社会倫理研究奨励賞」受賞論文は、

岸見太一「外国人労働者の一時的な受け入れはどんなときに不正になるのか」（『思想』No.1155（2020年7月号）、岩波書店、61-81頁、2020年）と決定致しました。

また、第7回から設けられた「審査員賞」受賞論文として次の1篇が選定されました。

小西真理子「攻撃性をともなう依存者へのケア—自閉症児の母親トルーディ事例の検討」（『立命館文学』第665号、239-252頁、2020年）

なお、最終候補論文は以下の4篇です（順不同）。

井保和也「「お前が言うな」と非難の哲学—非難の非偽善性条件を検討する」

呉羽真「テレプレゼンス技術は人間関係を貧困にするか？」  
朱穎嬌「婚姻と家族と個人の尊厳—ケアの倫理に基づく関係論的な尊厳構想を中心に（1）（2・完）」

鈴木智気「リーダーはどのように「サーバント」となるのか？：サーバント・リーダーシップの修得プロセスにおけるリーダー・フォロワー間の動的相互作用に関する探索的事例研究—水産加工会社パプア・ニューギニア海産の事例」

### 第14回社会倫理研究奨励賞選定委員会

石田 淳	東京大学大学院総合文化研究科教授【委員長】	国際政治学
中野涼子	金沢大学人間社会研究域法学系教授	国際関係論、日本近代思想史
大竹弘二	南山大学国際教養学部准教授	政治思想史
籠橋一輝	南山大学国際教養学部准教授	環境経済学
阪本俊生	南山大学経済学部教授	社会学、経済社会学
三好千春	南山大学人文学部教授	キリスト教史
奥田太郎	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	倫理学、応用倫理学
W.S. メレ	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	国際人権法
森山花鈴	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	行政学、政治学



# 全体講評 一個人による選択の社会的文脈

第14回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長 石田淳

日々の生活の中で、労働するにせよ、家族をケアするにせよ、個人にとっての行動の選択肢の幅は社会的に制約されている。一定の選択肢が、社会の構成員の権利として十分に保障されている場合もあれば、保障されていない場合もある。それゆえに、行動の選択によって直面する現実において人間の尊厳が保持されるかどうかは、その社会的な文脈を抜きに考えることはできない。

このような現代社会において、《人間の尊厳》はどのような意味を持つのか。社会倫理研究奨励賞は、人文学、社会科学の特定学問領域の枠にとらわれずに、あらためてこの問いに挑む若き知性の意欲的な取り組みとその成果をたたえるものである。このように受けとめて、その選考に当たらせていただいた。

今回は12月1日の募集締め切りまでに12篇の応募があった。12月18日に予備審査を行い、6篇を最終候補論文としたうえで、2月4日にオンライン上で選定委員会を開催した。そして学術性、アクチュアリティの観点から慎重に審議

を行い、社会倫理研究奨励賞と審査員賞とを決定した。

以下に述べる通り、研究奨励賞論文も審査員賞論文も、それぞれが取りあげる外国人労働者や自閉症児の母親が直面した現実について、それはみずからの選択が招いた帰結に過ぎないとする自己責任論を明確に意識しつつ、いずれの論文も、個人の選択の幅を制約する社会あるいは国家の対応に目を向けるものであった。

## 第14回社会倫理研究奨励賞

岸見太一

(早稲田大学現代政治経済研究所特別研究員 \*受賞当時)

受賞論文

「外国人労働者の一時的な受け入れはどんなときに不正になるのか」(『思想』No.1155(2020年7月号)、岩波書店、61-81頁、2020年6月)





今日の外国人労働者の一時的受け入れ制度において、外国人労働者には職業選択の自由はおろか、就業先が倒産でもしなければ転職は認められず、滞在中に家族を呼び寄せることもできないなど、その権利は国民のそれとの比較において著しく制約されている。はたして、この格差は正当化されるのか。

本論文は、まず自発性論と関係性論を対置しつつ先行研究を概観する。前者は、雇用関係の正当性をめぐる契約当事者の自発性に着目する議論であり、後者は労働者・雇用者・国家の関係性に着目する議論である。そのうえで、19世紀の年季契約労働者と今日の一時的移住労働者との共通性を踏まえながら、集団とその構成員との関係に関する政治経済学の知見を手掛かりに、国家が労働者を雇用主に対して脆弱な法的地位に置くことは不正であると明確に論じている。

とりわけ、Albert O. Hirschman, *Exit, Voice and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organizations, and States*. Harvard University Press, 1970の枠組みの応用は鮮やかである。ハーシュマンは、さまざまな組織において、その構成

員には三類型の行動の選択肢がある、具体的には、その組織から離脱する *exit*、組織内部で異議を申し立てる *voice*、そして組織への忠誠を貫く *loyalty* の三つがあるとした。本論文はこの枠組みを念頭に置きながら、19世紀の年季契約労働者にしても、今日の一時的移住労働者にしても、国家が労働者を、「離脱」（転職）と「発言」（異議申し立て）の権利が保障されることのない状態に置くことに不正を見出している。

この優れた論文にも、紙幅の制約の中で今回は十分に論じられなかったと思われる部分が残る。具体的には、技能実習制度、入国管理制度などの法制度の実態とその評価、さらには「採用されるべき政策指針」、つまり制度改善の方向性などについては、今後の研究において考察が深められることを期待したい。

総じて、歴史的なアナロジーも、理論的な説明もわかりやすく、越境的な人の移動というアクチュアルな問題について人間の権利の次元において深く広く考えさせる論考である。



## 審査員賞

小西真理子（大阪大学大学院文学研究科講師）

受賞論文

「攻撃性をともなう依存者へのケア—自閉症児の母親トルーディ事例の検討—」（『立命館文學』第665号、239-252頁、2020年2月）

保護と愛を必要とした脆弱な息子の暴行は、その母親トルーディ・シュトイアナーゲルを死に至らしめた。「自閉症」政策を専門とする大学教授でもあった母親は、その公刊論文において、障害学における「医療モデル」と「社会（構築）モデル」の二つの議論の系譜を意識しつつ、自閉症についての自らの見解、すなわち、自閉症者が施設に収容されずに生きることを可能にする社会の対応が、医療にしても、教育にしても、そして行政サービスにしても立ち遅れていることを論じていた。そのみならず、最悪の事態も覚悟しつつ、「私たちはみな、スカイ [トルーディの息子] を助けることに失敗したのです。私は、彼に責任のない行動によって、彼が罰せられることを望んでいません」と私的に書き残していた。本論文は、脆弱性ゆえにケアを必要としながら、攻撃性ゆえにそのケアには重大な危険が伴う



トルーディ事例に向き合うことを通じて、従来の「ケアの倫理」の限界を明らかにしようとした意欲的な論考である。

個人化した現代において、社会的な包摂はいかにして可能か。社会は、攻撃性を伴う被保護者のみならず、その被保護者をケアすることを進んで引き受ける家族をいかに包摂しうるのか。本論文はこれらの難題を読者に問うものである。

## 最終候補論文

以上の2篇のほか最終候補論文に選ばれたのは、以下の4篇である。最終候補論文についての審査結果については、奥田太郎委員、阪本俊生委員、大竹弘二委員、中野涼子委員にそれぞれとりまとめていただいた文面を基礎に、私（石田）の責任で最小限の文体の調整を加えたものである。

井保和也「「お前が言うな」と非難の哲学—非難の非偽善性条件を検討する」『Contemporary and Applied Philosophy』No. 11）

本論文は、ある不正行為をしたことのある者がその行為について他者を非難することに対して「お前が言うな」と言いたくなるのはなぜなのか、という非難をめぐる「非偽善性条件の説明問題」をとりあげる。先行する学説として、不整合説、平等性侵害説、権利喪失説を批判的に検討した上で、独自の学説として「見下し説」を提示して分析的に応答する意欲的な論文である。非難という行為を可能な限り精確に理解するための手がかりを示すとともに、SNS上での様々な非難合戦などについても示唆を与える基礎研究として秀逸である。（奥田太郎）

呉羽真「テレプレゼンス技術は人間関係を貧困にするか？」（『Contemporary and Applied Philosophy』No. 11）

テレコミュニケーションが進む今日、本論文は現実的で興味深いトピックをとりあげるものであり、従来の議論への批判も筆者の見解も一定の説得力を持つ。これまでのメタコミュニケーション論を基礎に据えながら、それをテレコミュニケーション論に応用しているところに筆者のオリジナリティが感じられる。またその応用は、現代の重要問題に多面的に関連するがゆえに、今まさに必要とされる議論となっている。（阪本俊生）





**朱穎嬌「婚姻と家族と個人の尊厳—ケアの倫理に基づく関係論的な尊厳構想を中心に（1）（2・完）」（『法学論叢』186巻3号・4号）**

本論文はケアの観点から「人間の尊厳」概念を捉え直すとする意欲的な論文である。「人間の脆弱性」に注目しながら正義の普遍化可能性とは異なるかたちでケアの倫理の普遍化可能性を追究する議論には説得力がある。ケアの倫理を手掛かりとして家族の機能を再検討している点も興味深い。ただし、家事・育児・介護などが家族外にアウトソーシングされるなど、ケアの多様化が見られる現在において、ケアをもっぱら家族に結びつけることがどの程度妥当性を持つのかは問われてもよいだろう。（大竹弘二）

**鈴木智気「リーダーはどのように「サーバント」となるのか？：サーバント・リーダーシップの修得プロセスにおけるリーダー・フォロワー間の動的相互作用に関する探索的事例研究—水産加工会社パプア・ニューギニア海産の事例」（『同志社商学』第71巻第4号）**

本論文は、倫理的・利他的な信念に基づく「サーバント・リーダーシップ（SL）」は、組織の構成員との関係性の中で修得されるものであることを明確に描き出している。丹念な聞き取り調査に基づく事例研究によってその修得過程

を丁寧に追った点は高く評価する。その一方で、修得されたSLの資質についてその利他性の検証は十分か、また、SL修得に成功したと考えられる単一事例に依拠する本論文の命題はどこまで一般化できるかについては、さらなる検討を望みたい。（中野涼子）

以上の審査を通じて、社会倫理研究の新境地を切り開く応募者たちの知的活力から、あらためて大きな刺激を受けた。本研究奨励賞の審査基準ともなっているように、社会倫理研究には学術性のみならずアクチュアリティは欠かせない。選定委員会において6篇の最終候補論文について意見を交わす中で、それぞれの審査員は、個々の論文が取り組んだ問題系について自分ならばどのように論じたであろうかと思案していたようであった。それは、審査員の期待の混じった評価の中に明らかであった。審査員たちは、一段とアクチュアルで切実な論考とするには何が必要かを論じたのである。本研究奨励賞の将来の応募者には、是非、そのような読者が審査員として応募を持ち受けているということも意識していただければ幸いである。■



# 〈自発的〉移動と自己責任法

— 思想から人の移動を考える

第14回社会倫理研究奨励賞受賞 岸見太一

この度は大変栄誉ある賞をいただきありがとうございます。審査委員長の石田淳先生をはじめとする選定委員のみなさま、社会倫理学研究所関係者のみなさま、また論文の執筆にあたりお世話になったすべてのみなさまに感謝申し上げます。受賞論文は、多くの試行錯誤と長い時間を経て執筆しました。同論文では結果的に、わたし自身が研究してきた現代政治理論というディシプリンを越え、経済学、国際社会学、歴史学の知見も用いた学際的な論証を試みました。その学際性も含めて評価をしていただいたことをたいへん嬉しく思います。本日は日本の入国管理をめぐる刊行後の状況もふまえ、外国人労働者問題と自己責任論の問題についてもお話させていただきたいと思っております。

## 外国人労働者問題と自己責任論

論文でとりあげた外国人一時的労働者受け入れ制度とは、受け入れ国において労働力が不足している、特定の職種だけに就労することを条件として、期間が限定された一時的な滞在を外国人に許可する制度です。日本でいえば、技能実習制度や2019年から開始された特定技能制度がこれに含まれます。たとえば茨城県の大洗町には、技能実習制度や特定技能制度を利用してインドネシアから来た労働者が多くいます。

外国人一時的労働者受け入れ制度には、就労と滞在の条件に関して受け入れ国の国民には認められていない多くの権利制限が伴います。たとえば技能実習制度においては、(コロナ禍で緩和されましたが)原則的に来日後の転職は認められていません。また滞在期間についても、職種によっても異なりますが、技能試験に合格する前提で最大で三年か五年という制限が課されます。さらに、滞在中の家族の呼び寄せも認められていません。

これらの就労と滞在のルールを違反した者に対しては、法務省出入国在留管理局による取り締まりがなされます。ルール違反を摘発された人びとは、入管の収容施設に移送され、強制送還の時までそこで過ごすという運用がなされ

ています。

以上のような外国人一時的労働者受け入れ制度に対する社会の評価は否定派と肯定派に二分されています。否定派の側は、外国人労働者に対する権利制限は雇用主による労働搾取を誘発しており、現在のような大きな権利格差は不当であると指摘しています(たとえば指宿昭一『使い捨て外国人』朝陽会、2020年を参照)。

このような批判がある一方で、この制度を肯定する見解も根強くあります。肯定派が指摘するのは次の二つの根拠です。第一に、強制ではなく自発的に締結された労働契約は正当である(後述の「自発性論」)。第二に、労働搾取は雇用者の監督強化で対応することができ、そのように理想的に運用された場合は、この制度は、外国人労働者(賃金による貯蓄形成)・送り出し国(送金による外貨獲得)・受け入れ国(不足労働力の獲得)すべてに利益となる。実際、これらを根拠として、国際的にも外国人一時的労働制度は拡大する傾向にあります(Martin Ruhs. (2013). *The Price of Rights: Regulating International Labor Migration*. Princeton U.P.)

特に日本においては、滞在と就労のルールに違反した人びとが入管の収容所で直面する厳しい処遇についても、そうした状況を招いたのは本人の自己責任であるとして問題視しない言説がみられます。こうした言説はたとえば、2020年に開催された出入国在留管理庁「収容・送還に関する専門部会」ではある有識者から次のような発言がありました。「収容の長期化は、国の強制によるものではなく、…自己決定の結果であり、被収容者が速やかに帰国すれば解決すること」である(同部会報告書 p.43、第9回会議録、p.11)。

この発言がなされた文脈をふまえておくことが重要です。かねてから日本の収容場の処遇は、身柄拘束の必要性について考慮されず、期限についても定めがなく、収容所内での医療の質が非常に低いという指摘がなされてきました。そうしたさなか、こうした劣悪な処遇に対してハンガーストライキを決行した長期収容のナイジェリア人男性が、収容所内で餓死で亡くなるという衝撃的な事件が起きまし





た。上記の発言がなされた専門部会は、この事件への対応の必要性に迫られ開催されたものでした（平野雄吾『ルポ入管』ちくま新書、2020年）。上記のような自己責任論はこうした経緯のなかであえて発言されたものです。

はたして、外国人一時的労働者の労働搾取・長期収容・強制送還は自己責任なのでしょうか。これが本日考えてみたい問いです。

### 「思想」から考える

これまでの話からわかるように、外国人労働者一時的受け入れ制度は、労働搾取・身体拘束・居場所の喪失という喫緊の問題に関わります。本論文の執筆時に常に念頭にあったのは、この喫緊の問題に対してあえて思想的なアプローチを掲げることにどのような意義があるのか、ということでした。

というのも、この問題に関しては、思想以外の分野の研究者によって、すでに多くの優れた解決策の提案がなされていたからです。ここでは個別の研究を取り上げることはできませんが、たとえば法学の分野では、入国管理に関わる人権法や行政法の政府解釈を批判的に検討する優れた業績が多くあります。これらの業績は、あえて思想的に言えば、すでに広く行き渡っている語彙を用いながら社会変革の必要性を指摘する「内在的批判」を試みるものと言えます（M・ウォルツァー『解釈としての社会批判』ちくま学芸文庫、2014年）。また、社会学者や人類学者による調査実証研究は、やはり思想的に言えば、わたしたちの日常性に根差したある種の正義感覚に訴える論証を試みるものと言えます。そうであるとすれば、思想研究だからできる貢献は何か残されているのでしょうか。

論文執筆においてもっとも苦労したのは、いま述べた問

いにどのように回答するかということでした。2年以上もの間、試行錯誤が続きました。最終的にこの論文でわたしが出した回答は、思想研究だからできる貢献（のひとつ）は、自分も含むすべての当事者から一定の距離をとった観察者（spectator）の観点を取ることを試みて、常識とは異なる問題理解の仕方を提示することだ、というものです。

この回答についてはいくつか追加の説明が必要です。これはあくまで試みであるという点には注意が必要です。思想研究者に限らず、およそ人は個人的な経験の限界から免れることはできません。そのため、できるのは意識的に多くの人の観点を摂取するよう努めることだけです。また、多くの観点があるなかで、多数派の観点だけでなく、社会のなかで周縁化された観点到に着目することが重要です（この点は岸見太一「観点の複数性と規範理論」『社会と倫理』第34号、2019年を参照）。以上のことを念頭に置きつつ、すべての当事者から一定の距離をとった想像上の観察者の立場から目の前の問題を考えてみることで、わたしたちはその問題の解決に向けた多くの洞察を得ることができると、わたしは考えています。

### 周縁化された経験から考える

受賞論文では、周縁化されてきた観点を摂取するにあたり、19世紀の大英帝国内で大きな移動を経験した労働者の経験に注目しました。論文では、ビチュというインドで生まれ19世紀末に南米東北部・英領ギアナ（現ガイアナ共和国）に移住した男性に言及しました。彼のような19世紀の移住労働者は「年季契約労働者（indentured labourer）」と呼ばれます。年季契約（indenture）とは、この労働者たちが締結した3年から8年ほどの期間が限定さ



れた労働契約のことで、年季契約労働者についてここで特に注意したいは次の2点です。1点目として、こうした人びとは、雇用契約締結期間において、離職をすることが法的に禁止されていました。2点目として、他の雇用主の元で働いている年季契約労働者に対して、別の雇用主がよりよい労働条件を提示するなどの引き抜き行為をすることも、法的に禁止されていました。これらの法に違反した労働者や他の雇用者には、罰金や投獄などの刑事罰が科されました。

19世紀の年季契約労働者はどのような人びとだったのでしょうか。植民地から連行された事実上の奴隷だったのでしょうか。それとも出稼ぎの労働者だったのでしょうか。歴史研究からわたしは次の二つのことを知りました。第一に、年季契約労働という同じ制度の下でも個々人の経験は大きく異なります。年季契約労働者の労働条件は全体としては現代に比べてはるかに過酷なものでしたが、召使のような家内奉公人の仕事は農場労働に比べればきつくありませんでした。また、農場労働者のなかにも、寛大な雇用主の下で、契約期間終了後までに一定の貯蓄を形成できた人もいました。第二に、当時も労働監督制度が存在しており、植民地政府は雇用者による賃金未払いや虐待に刑事罰を科していました。以上から、年季契約労働者は、奴隷性（犠牲者としての受動性）と労働者性（出稼ぎ者としての能動性）をあわせもつ存在であったことが窺えます。

わたしたちは年季契約労働制度を、規範的にどのように評価すればよいのでしょうか。「自発性論」と「関係性論」という、二つの対立する問題理解の仕方がありえます。今日の話は自発性論に焦点を絞るので、関係性論については論文を参照してください。自発性論は、雇用関係に入る当事者の自発性の有無に着目します。この考え方に基けば、もしある労働者が誰かに騙されたり脅されたりせず、他にも劣悪でない条件の就労の募集がある状況で、自発的に労働契約に応募しているなら、その契約に違反した場合に罰金や投獄のような刑事罰が課されることは不正ではないとされます。したがって、自発性論に基づけば、年季契約労働が契約期間内に離職することを法的に禁じることも正当化されることになります。

ですが自発性論には二つの難点を指摘できます。第一に、自発性論は、職場からの離脱に刑事罰を科するような契約がなぜ正当ではないかをそれ自体としては説明できません。現代の人権理解では、そうした契約は、強制労働や人身取引であり許されないものですが、自発性論はこれらがなぜ不正かを説明できません。第二の難点として、自発性論は



労働  
に関  
「思想

契約締結後に雇用条件が実際に遵守されるかどうかには十分な関心を払わないことが挙げられます。自発性論は、契約不履行の問題は行政監督の強化で対処できると想定しています。ですが、監督に限界があることは、現代社会を想起しても明らかでしょう。

わたしは、年季契約労働制度は、自発性論ではなく関係性論に基づいて評価されねばならないと考えています。論文では、関係性論に基づいて、ある労働者が実際に虐待や経済的搾取に遭うかとは無関係に、国家が脆弱な法的身分をつくり出すことはそれ自体として不正であるという点を強調しました。年季契約労働者の不正性は、労働条件の過酷さが誰が雇用者になるかというくじ引きによって左右されざるをえないような、脆弱な身分に置かれることにこそあります。

論文で詳しく指摘したように、19世紀の年季契約労働者と21世紀の外国人一時的労働者はよく似ています。したがって、もしもわたしの意見が正しくて、19世紀の年季契約労働制度は自発性論ではなく関係性論に基づいて理解されるべきなのだとすれば、21世紀の外国人一時的労働者制度も、自発性論ではなく関係性論に基づいて理解されるべきだということになります。

ここで、自己責任論の話に戻りたいと思います。自発性論は、自己責任論と厳密には同じものではありません。ですが、自己責任論のロジックは自発性論の議論を前提としています（残念ながら今日はこの点を説明する時間はありません）。そのため、すでに述べたようにもし21世紀の



搾取・身体拘束・居場所の喪失  
 わる喫緊の問題に、  
 見」は何ができるのか？

25



外国人労働者は自発性論に基づいて理解されるべきでない  
 とすれば、自己責任論によっても理解されるべきでないこ  
 となります。したがって、外国人一時的労働者の労働搾  
 取・長期収容・強制送還は、自己責任ではありません。

### 今後の展望

最後に、紙幅の範囲で今後の展望を述べたいと思います。  
 わたしたちは入国管理制度のような慣行に深く根差した制  
 度を、自己責任論のような、その時代にある程度受容され  
 た問題理解の仕方に、暗黙裡のうちに依拠して評価してし  
 まいがちです。ですが、今日お話したように、すべての  
 当事者から一定の距離をとった観察者の観点を取ること  
 を試み、別の問題理解の仕方を提示することによって、現在  
 受容されている問題理解の仕方の妥当性を改めて問い直す  
 ことが可能になります。しかしながら本論文の議論には当  
 然ながら限界もあります。最大の課題は、受け入れ国の労  
 働者の観点をふまえた分析をすることです。受け入れ国の  
 労働者組織は、外国人労働者の排斥にしばしば加担してき  
 たという歴史的事実が存在します（論文・注31）。さらに、  
 国内労働者の脆弱性も考慮に入れたいといけません。わた  
 しは2021年4月から福島大学行政政策学類に着任予定で  
 すが、除染労働者・原発労働者の身分の脆弱性は、外国人  
 一時的労働者のそれとよく似たところがあるように思われ  
 ます。今後はこれらもふまえた分析に取り組んでいきたい  
 と考えています。

本日はご清聴いただきありがとうございました。■

## 受賞者プロフィール



きしみ たいち  
 岸見 太一

京都府出身。早稲田大学政治経済学部卒業。  
 早稲田大学政治学研究科博士後期課程修了。  
 博士（政治学）。日本学術振興会特別研究員、  
 早稲田大学助手、同助教、早稲田大学現代  
 政治経済研究所特別研究員を経て、2021年  
 4月より福島大学行政政策学類准教授。

### 研究領域

現代政治理論、人の移動の政治理論

### 主要業績

- 「観点の複数性と規範理論—オノラ・オニー  
 ルの〈理想化を回避する構成主義〉」『社  
 会と倫理』(34) (2019年)
- 「人口減少時代への対応としての外国人家事  
 労働者の受け入れ—相互行為と構造とい  
 う二つの観点からの規範的考察」松元雅  
 和・井上彰編『人口問題の正義論』世界  
 思想社 (2019年)
- 「移民選別とデモクラシー—法的強制を基準  
 とする境界画定論の検討」『年報政治学』  
 2013(II) (2014年)



## 広島大学 FE・SDGs ネットワーク拠点 (NERPS)

# 平和と持続可能性が織りなす 国際研究ネットワーク拠点の可能性

金子慎治

×

籠橋一輝・奥田太郎・森山花鈴

2020年12月3日、第一種研究所員の奥田、森山と第二種研究所員の籠橋が、広島大学FE・SDGsネットワーク拠点(NERPS; Network for Education and Research on Peace and Sustainability)の拠点長である金子慎治氏に、ネットワークの活動の現状についてオンラインでお話を伺った。NERPSはサステイナビリティと平和を両輪とし、海外機関との連携や共同研究の推進、セミナーの開催、広島県内での産官学・自治体との連携など、精力的な活動を展開している。

### 1. NERPS 設立の背景

籠橋：広島大学FE・SDGsネットワーク拠点（以下、NERPS）発足の経緯について、教えてください。

金子：当初から現在のNERPSの体制や計画がきちっとあったわけではなくて、フューチャー・アースという地球規模の地球環境研究の国際的なネットワークに参加するという目的の下で、広島大学の全学的なネットワークを立ち上げていこうというところから始まっています。

NERPSの前段階にはリーディング大学院の取り組みがあって、そこで非常に学際的かつ国際的な課題解決型の大学院教育に取り組んでいました。私が所属している国際協力研究科には途上国からの留学生を主に育てる教育プログラムがあるのですが、その中で環境プログラムとか、特に途上国の環境問題を対象とした取り組みをやっています。そういうものがいろいろ重なって、大学としてもう少し広く地球環境研究とか、もう少し言うと地球規模の課題に全学として取り組む必要があるということで、フューチャー・アース教育研究ネットワークと

いう組織を最初に立ち上げていたのです。

最初はネットワークなのでリソースもあまりなくて、情報共有が活動の中心でした。日本コンソーシアムに時々参加させてもらったり、メーリングリストを活用したり、イベントに参加したりということを当初はやっていました。しばらく活動をしているうちに、フューチャー・アースの最初のエグゼクティブ・ディレクターのポール・スリバスタバ先生が広島大学に来られました。そこで、地球規模の課題とか、大きな研究コンソーシアムの中で人文社会系、特に人文学、ヒューマンティの関与が非常に足りないというか、一緒にやるという人が少なく、そこをポール先生は何とか盛り上げたいということをととても強く言っておられたんですね。広島大学としても、平和に関わるところで大きな役割を果たせるはずだと、熱心に励まして頂いたわけです。そこで、もう少し存在感をアピールできるような形で活動できないかと考え、当時の学術研究担当の副学長の先生に相談をしました。



それまでは単なるネットワークでリソースがほとんどなくやっていたのですが、大学として若手教員と予算も少し付けてもらいました。広島大学では研究拠点形成事業というものがあり、プロポーザルを出して通ると3年間のインキュベーションステージで、年間大体数100万円から600万円ぐらいの予算がつくのですが、そのひとつとして大学のトップダウン事業として特別に加えられました。その際学長が「大学のリソースでネットワーク拠点をつくるのだったら、地球規模課題であればSDGsも一緒なので、SDGsの窓口機能もやりなさい」ということで、予算を付けていろいろ仕事をやる代わりにSDGsのこともやることになりました。私としてはフューチャー・アースの関係で、特に平和を入れた形で存在感を出すための研究ネットワーク組織に専念したかったのですが、そういうわけで、日本語名は「フューチャー・アースSDGs教育研究ネットワーク拠点」という名前となっています。

サステナビリティと平和というところで広島大学として独自の存在感を出しながら、国内向け、学内向けでSDGsを集約して発信するという役割と、研究拠点としての役割の両方をNERPSは担っています。

## 2. NERPSの組織について

籠橋：NERPSでは専任の方はどれぐらいいらっしゃるのですか。

金子：現在、2人います。一人は環境、エンバイロメンタル・サステナビリティの方で、これもフューチャー・アースの絡みですが地球規模のグローバル・カーボン・プロジェクトというのがあって、筑波の国立環境研究所にある地域事務所のディレクターをやっていた人(Ayyoob Sharifiさん)がうちの特任助教で来てくれました。彼は今、准教授です。もう一人は国連大学の方でポストドクをやっていた人(Dahlia Simanganさん)で、彼女も来てから1年半で、これも平和の分野ですけど論文を8本も9本も書いたので、彼女も准教授にすっとなりました。だから、今はその2人が教員をしていますが、ポストドクの研究員がそこに2人付いて、事務員が1人います。

活動を進めるうちにSDGsの方で、地域創生とか地域の課題解決のSDGsに関する文科省の事業があって、東広島市役所と一緒に出したら採択されました。そこらはスピノフの形でまた新しいオフィスができて、

そちらの方に市役所から出向している人と、住友商事の方からフルタイムの商社マンの方が2人参加することになっています。そこに今、研究員が1人と事務が1人と市役所の人が1人、住商の2人とあわせて、5人付いています。

来年度に向けてはさらに予算を拡大したり、それから大学の経営改革関連予算というのがまた取れました。そういう予算でいろいろあちこちから、大学、特に国立大学は、広島大学ぐらいのサイズはすごく大きいので、そういうものを出してもらっただけで結構な資源があります。なので、そういうものを使いながら、規模がちょっとずつ大きくなっている感じです。

## 3. NERPSの活動について

籠橋：NERPSは今、どういう活動を展開されているのでしょうか。

金子：研究の拠点形成事業というのがNERPSの活動の一つなのですが、新しい研究テーマを提案して、研究クラスターをつくっていくことを目指しています。

研究といえば、普通はゲノムとか、病院関係などのライフサイエンス系、ナノとか、材料とか、理工系のプロジェクトを大きな国立の研究大学は提案する傾向がありますが、広島大学では（これは非常に異例だったのですが）人文社会科学がある程度中心となって、大きな研究プロジェクトにしていくための研究機能強化の組織整備の予算が下りています。今はそのお金を使ってさらに拡大して事業を継続というか、かなり拡大することができています。

その活動で、人をさらに配置するというので、人件費に予算を使い、かつ研究助成金をわれわれの方で用意して、それを付けたクロスアポイントポジションを初めて企画して、それがちょうど2020年12月から始まっています。なので、当初想定していなかった形で非常に急速にいろいろな資源が、大学全体の戦略的な機会を頂いて、活動の規模を拡大しつつあるところです。これは研究拠点形成事業の方でやっている活動です。

研究の面ではそういう戦略的な予算が来たので、元々1人分の人件費が付いたのですが、これを僕のところでクロスアポイントの形で4人に割りまして、研究費を付けています。今、コロンビア大学のEarth Instituteと、スウェーデンのSIPRI(ストックホルム国際平和研究所)とデンバー大学、それからノッティンガム寧波中国大



学にいる先生4人をクロスアポイントで雇用しています。この人たちにそれぞれ2年間で1000万円の予算の研究費を与えて、それぞれのネットワークを活かしながら、4つのテーマで、広島大学の先生たちを巻き込んでもらいつつ、1億円ぐらいの研究事業提案をしてもらいたいと思っています。

このような海外からの研究提案に対して、学内の人文学系の先生たちをどう巻き込んでいくかが課題となっています。

奥田：枠組みをつくるのは、結構分かっている動ける人たちがやって、というのは可能だと思うのですが、それを実際にやっていくときに、人文系の研究者たちに動いてもらって、実際に活動が回っていくまでには非常に大変な道のりがあるのではないかなと思うのですが、その点に関してはいかがですか。

金子：今のところ、この1、2年はすごく好循環というか、次々と予算が取れているので、基本的にはそういう予算で外からいろいろな実務経験がある人とか、やる気のある人を雇っています。今はそこまでやっていますが、今後は恐らく広島大学にいる人を巻き込んでいかないとけないので、ここが非常に難しいところです。

籠橋：学内でのNERPSに対する認知度はどうですか。

金子：じわじわと、認知度が上がってきています。実はNERPSのバッジを作っていて、執行部の部局長とか、学長、副学長に着けてもらうようにしています。だいぶ着けてもらえるようになりましたが、認知度はまだ4割くらいですかね。学生の認知度を上げていくことが課題となっています。このバッジのデザインは、SDGsの17項目の色が付いていて、平和の色と教育の色が前に出ています。広島大学としてSDGsにこのバッジで取り組むという意気込みを示しているのですが、まだまだそこまでの認知度は、学内で得られていませんね。少しずつ、半分ぐらいまで来たかなと。最近は結構いろいろな予

算が付いて、しかもSDGsインパクトランキングみたいなものも結構出てきていて、これの担当をしているということで認知度は上がりつつありますが、まだまだこれからですね。

#### 4. 企業や自治体との連携について

籠橋：NERPSから展開して「タウン・アンド・ガウン」と呼ばれるような、大学と企業、自治体が一緒に社会問題に取り組む事業を進めていっしょるようですね。

金子：今はいろいろな企業から結構問い合わせが来ています。元々そういう素地が東広島市にはあったのだと思うのですが、僕もやり始めて結構驚いています。僕が去年DESIGN-iという文科省の事業でやり始めるまでは、広島大学と東広島の自治体は組織的な関係がそれほど活発ではなかったのですが、一緒にやると言った瞬間にいろいろな企業から声が掛かりました。今回、全面的にいろいろ一緒にやりたいということで参加し



Kazuki Kagohashi



Shinji Kaneko



てもらった住商もそうなのですけれども、他にも一緒にやりたいという問い合わせはすごくたくさん来ています。具体的にどう動くかということについてはこれから考えていく必要がありますが。

アリゾナ州立大学が広島大学の中に「サンダーバード・グローバル・マネジメント」というビジネススクールの学部プログラムを2021年9月から開講しようとしています。サンダーバードというブランドは国際的に非常に知名度があって、そこが学部のプログラム、学士号を日本で出したいということで、既にパイロット的に2020年10月からオンラインで授業を始めています。

そのアリゾナ州立大学との関係もあって、2019年に東広島市とSDGsの地域の課題解決とかビジョンの話をしたときに、アリゾナのテンピ市にここの副市長と本学の副学長と私で行きました。テンピ市はタウン・アンド・ガウンという形で非常に密接に連携したまちづくりが活発に行われているところです。アリゾナ州

立大学はこの6年ぐらい、世界で最もイノベティブな大学といわれていて急成長した大学なのですが、この急成長の背景にはまちづくりと一緒にやるというのがある、テンピ市とかフェニックス市などがアリゾナ州立大学と日常的な関係を築いていて、将来的な都市計画や大学の発展などの計画そのものを日常的に共有している。課題解決にも先生たちがどんどん研究資源を投入して、学生も参加するので、教育プログラムや研究が地域と密着して行われています。日本だと地域の問題をやる大学は一つも二つもレベルの低いことをやっているみたいなイメージになるのですが、むしろ全然逆で、地域の課題解決のものすごい先端モデルをどんどんやって、それを発信していくみたいなことで好循環が生まれているのです。テンピ市は自動運転の実験もたくさんやっていて、特に実装系というか、実務に近いところの研究テーマとの関連では、まちづくりの中でいい研究環境ができてきています。

翻って、戻ってきて、広島を見ると、個人が属人的な関係で市役所にちょっとずつ入っているのですが、組織としては全然インパクトが出ないというか、個人的な感じでやっているか、もしくは教育・学校の関係とか、土木系の話とか、医療系の話とか、非常に限られたところの話だけで部分的に協力している程度です。今まではどちらかというと広島大学の場合は広島県や広島市との関係を重視していて、地元の東広島市とはちゃんと付き合い合ってたところがあります。それを大きく変えたいということをつくったのがタウン・アンド・ガウンオフィスです。SDGsをやろうとすると、社会そのものを結構大きく変えなければいけないはずなので、今までと同じようなやり方では全然駄目だろうということで大学に提案して、学長からも了解を得て、今、準備室という形にしています。2021年10月にこのキャンパスの中に国際交流拠点という結構大きな、宿泊施設とかインキュベーションのためのオフィスとかホールなども一緒になった建物を建てるのですが、その中に市やアリ



Taro OKUDA

Karin MORIYAMA



ゾナ州立大学と一緒にオフィスを開設する予定です。

このオフィスの位置付けは、産学連携室の下にあるとかという話ではなくて、学長室のすぐ下ぐらいの戦略的なところに位置付けないといけないと考えています。市役所は市役所で、市長の直下の副市長あたりのところで位置付けないと、末端の縦割りのところで付けてもほとんどインパクトが出ないので、かなり上のレベルでオフィスをつくってつなげるということを目指しています。

森山:先ほどの東広島市との共同事業は、どのように始まったのでしょうか。先生の方から声かけをされたのか、元々東広島市とコネクションがあったのでしょうか。

金子:そうですね、一緒に行ったときに向こうでお酒を飲んで酔っ払って盛り上がったというのが実態ですけど(笑)。このタウン・アンド・ガウンは実はアリゾナに行く前に、僕はペンステートに行ったのです。先ほどのポール・スリバスタバ先生が、フューチャー・アースを辞めてから、ペンステートのサステナビリティインスティテュートのディレクターになっているので。彼のところに見に行ったときに、ペンステートのサステナビリティインスティテュートの活動を聞きに行きました。それで、タウン・アンド・ガウンという組織がアメリカのキャンパスタウンには結構あって、そういうところでないと、やはりSDGsやサステナビリティなど、実務や実際の行動が必要なところは駄目だという話をいろいろ聞いてきたのです。

それで、テンピに行ったら、テンピのそのときの市長が全国タウン・ダウン・アソシエーションか何かの会長をやっているということでした。やはりこれをやらないと駄目だよねということその場で副市長に言って、帰ってきて学長に相談して準備室をつくらせてもらったという感じですね。テンピもアリゾナ州立大学との人事交流がすごいのです。まず人事交流をやらなくともということで、市役所から1人派遣してもらうということになったのですが、市長が「一番優秀な人を出せ」と言ってくれたものですから、うちの卒業生で非常に優秀でやる気のある職員の人が今、1人来てくれていて、かなり力を入れてくれています。

## 5. 海外機関との連携について

籠橋:NERPSでは平和研究、ピース・アンド・サステナビリティというテーマを掲げて共同研究をされている

わけですが、海外との連携がかなり強いという印象を受けました。国内と海外の連携の比重は、どれぐらいになるのですか。

金子:国内は2、3回ワークショップをやったときに国内のいろいろな先生が30人とか40人の規模で来て頂きました。それから、外務省で安全保障に関わっている方々に来てもらったりもしましたが、こちらから声を掛けて来て頂くといったところで、まだそんなに大きく広がっていないかなと思っています。

ちょうどウェビナーを今始めたところなのですが、元々の計画は2021年の10月に広島で第1回の国際会議をやって、少しずつ人数を増やしていくようなことをやろうと言っていたのですが、50人とか100人とかから始めてと言っていたのですが、それもうまくできていないので、ネットワークの広がりという意味ではまだなかなかうまく広がっていないかな。これから研究クラスターの方をいろいろやってもらうことで少しずつ増やしていくことになると思っています。

もう一つは、広島には平和科学研究所(現在は、平和センター)が元々あったのですが、海外の研究機関の人たちからは「学術的な貢献が見えない」と言われてしまいました。具体的には、3年ぐらい前に、「広島に行く機会があって、楽しみに行ったのだけれども、広島大学というのは平和の分野では研究上の貢献がないのだね」なんて言われてしまいました。社会貢献には力を入れているのですが、研究で世界をリードしようということにはならなかった。それだけ期待が大きいのということだと思いますが、これを真摯に受け止めて発奮しないと、と思いました。だから、僕はそのカルチャーを変えたいというか、そのために、学内のいろいろな分野の人が参加できるようにということサステナビリティをくっつけているのです。

特に広島は独特のコミュニティができていて、従来は外部資金獲得などにおける大学の目標などにピース(平和)を入れることへの忌避感がありました。特に民間企業との連携では特にそうした雰囲気強く感じました。ピース(平和)は特別なもので、ビジネスや商売などと関係づけることは適切ではないと考えられていたのではないのでしょうか。僕はサステナビリティとかSDGsとかという文脈で広く捉えたら構わないのではないかなと思っています。元々のピースはネガティブピースとポジティブピースという分け方で、要する





に暴力反対とか、戦争の歴史を忘れずに伝えるというもの、インクルーシブとか共生とかという新しい前向きな社会をつくっていくというものがある、そこは分けて話をしています。むしろNERPSはポジティブピースの方を特にまちづくりとかいろいろな政策の中で広くやろうと。みんなが参加できるネットワークにしようということでやっていて、平和センターとはうまく役割分担して連携していきたいと考えています。平和センターは広島市内にあって、今までの関係もあり、平和の広島の、片仮名の「ヒロシマ」の歴史とか、核兵器の反対とか、そういうテーマでの役割が強い傾向があるように思います。

籠橋：ピースとサステナビリティをつなげて二枚看板にしているのはすごいですね。ピース・アンド・サステナビリティというテーマで、ジェフリー・サックスとか、著名な方をウェビナーで呼ばれたりしていますが、どういうふうに声をかけられたのでしょうか。

金子：いきなり「ハイ」って感じでメールを出しました(笑)。

AC4 (The Advanced Consortium on Cooperation, Conflict and Complexity) で実はわれわれよりも早くピース・アンド・サステナビリティ的なことをやっているジョシュア・フィッシャー (Joshua Fisher) という若手の研究者がいるのです。彼が結局クロアボになってくれたのですが、彼を通じてサックス先生に話を通しました。サックス先生がウェビナーで話をしてくれた日は国連総会の初日で、すごく忙しいときに引き受けてくれました。だけど、二つ返事で「広島？ いいよ」という感じだったのです。結局一銭も要求されずにボランティアでやってくれました。

籠橋：そういう企画とか交渉は全部、金子先生の方からやっていらっしゃるのですか。

金子：場合によりますね。僕がきっかけをつくったりするのですが、後のフォローは2人の研究員や事務の担当に基本的にはやってもらっています。

奥田：ウェビナーの録画はどこかで配信しているのですか。

金子：はい、全部録画できるようにお願いさせてもらっています。うちのホームページにも載せています。

## 6. NERPSの今後の展開

籠橋：これからNERPSがコロナの中でやっていくというときの今後の見通しや、展開について教えてください。

金子：今は活動の中心がウェビナーになっていますが、あ

とはNERPSの活動としてレビュー論文をこれまで幾つか書いています。去年、二つぐらい出たのですが、ピースとサステナビリティの間を埋めるようなレビューを幾つかやっていて、これをしばらくはNERPSの事務局としては続けながら、五つぐらいのテーマで、このピースとサステナビリティのネクサスに関係するクラスターをつくりたいということでやっています。いろいろなテーマがこれからあちこちで生まれて、それがネットワークとしてつながるといいと思います。それを続けていく感じですね。やはりしばらくはウェビナーがメインです。いつかこのコロナが収まれば、広島で2年に1回とかのみんなが集まれる国際会議を開催することが当面の目標ですね。

今すぐ力を入れているのは、タウン・アンド・ガウンというコンセプトをスマートシティやスーパーシティとつなげてやろうということで、そちらの方は実はSNS広報戦略というのを作っています。日本ではこのキーワードではあまりないのですよね。タウン・アンド・ガウンという考え方はやりながら考えているところがあって、日本式でどうやってやったらいいとか、そこの構想について考えています。現在は15,000人ぐらいの学生が学ぶ国立の総合研究大学の広島大学とメインキャンパスが立地する人口20万人ぐらいの東広島市で取り組みを進めていますが、違う場所、例えば、島根県立大学は浜田市というところにあるのですが、ここは5万人ぐらいの人口で、島根県立大学は1000人ぐらいの学生が学ぶキャンパスがあって、人文系を中心としているのですが、そういうところではどうすることができるのかとか。

もう一つ、つい最近、5Gを使った新しいキャンパスでの実験的な取り組みについて、近畿大学が6キャンパスでNTTとやるという報道がありました。実はうちもキャンパスでほとんどそれと同じことをやろうとしていました。これはまだうちだけで勝手に言っていることですが、東大阪は50万人ぐらいの規模で、こうした取り組みが周辺自治体と連携してキャンパスの外に出ていくとすれば、こちらは東広島で20万ぐらい、浜田は5万人ぐらいで、多様な組み合わせだけど同じような関心のある大学や自治体同士で意見交換などができないかもしれない。タウン・アンド・ガウンは日本だったらどういうふうにできるかというのを自治体も巻き込んで何かやりたいなと思っています。アリゾナ州立大学とテンピ市



については四者協議会みたいなものをつくらうということで一応軽く合意しています。アリゾナ州立大学は広島大学にキャンパスをつくるので、タウン・アンド・ガウンの日米比較をどうやるかとか、協議会で情報共有、課題共有をして一緒にやったり、国内で同じような考え方でやってくれる大学と自治体のペアを探すということをやりたいなと思っています。

奥田：NERPS 自体はお金は今あるけれども、続く保証はないという感じなのですか。NERPS 自体のサステナビリティをどう見積もっておられるのでしょうか。

金子：今、四つのプロジェクトがクラスター形成を目標としているので、それが一つでも二つでもうまく弾ければいいなと思います。それから、大学全体として平和に関する活動をもっともっと海外に発信して、例えばピースプロジェクトのグローバルキャンペーンみたいなものを同窓会組織の海外の再編と併せてやりたいと思っています。その中の一つの取り組みがNERPSなのですが、NERPSの研究活動に加えてまだ構想中の段階ですが、世界の美術館とバーチャルにつながる仮想空間上の平和美術館みたいなものをつくらうというアイデアを考えています。そうした研究と教育、社会貢献をいろいろ混ぜた取り組みに次々挑戦しないと中々こうした取り組みを本格化して継続していくことは難しいと感じているところです。

今NERPSでやっているようなプロジェクトのような内容にお金を回してもらえると結構面白いことができ

る、ということが最近分かってきたので、あと1、2年は、まさにサステナビリティのために、恒常的に応援してくれる人をつくらなければと思っています。

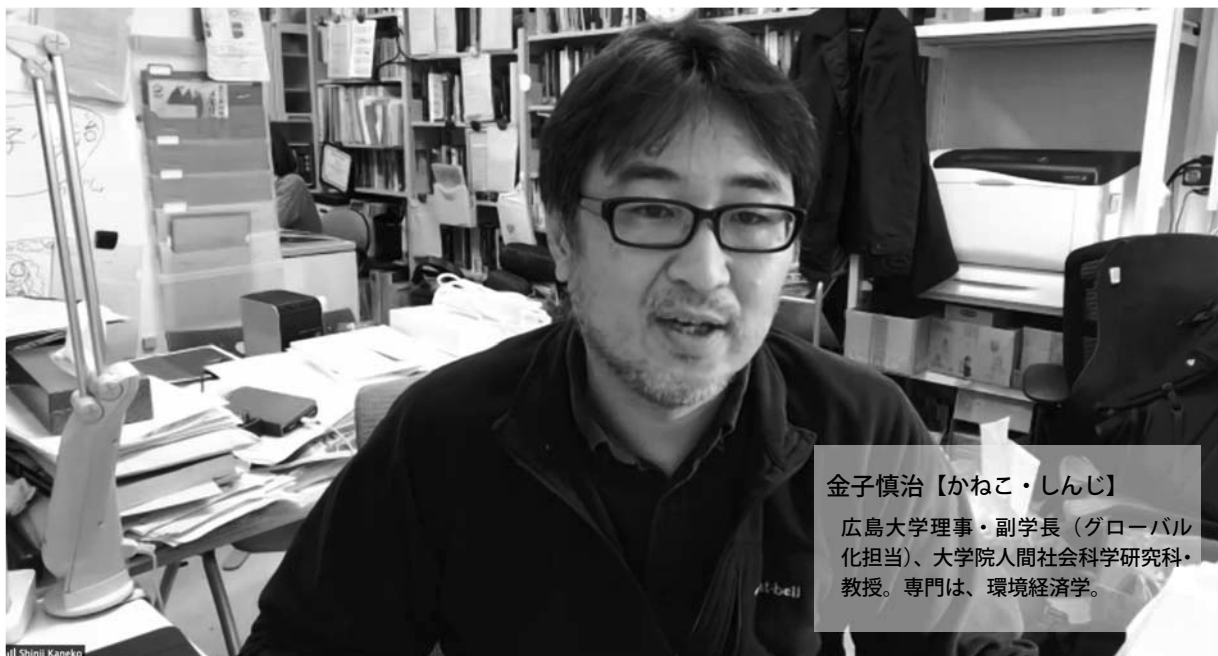
奥田：大学の資源をこういう活動に振り向ける大学はほとんどないですから、すごいですね。研究機関としてどうやって平和に関わるかというときに、金子先生がやっておられるような方向でもっとやっていくと、括弧付きの「普通のたち」がもっと平和にコミットできるような知的文化ができてくるというわけですね。実は2019年に亡くなってしまったのですが、一緒に同僚で働いていたマイケル・シーゲルというオーストラリアの方がいらっちゃって、彼は平和と環境の問題を連続的に考えてやっておられたので、まさにピース・アンド・サステナビリティなのですよ。

金子：そうですか。そういう人を、どんどん関心のある人を引き付けたいというか、知っていただいて、参加していただきたいのですよね。

奥田：また何らかの形で社会倫理研究所も協力できればと思います。

金子：ええ。ぜひよろしくをお願いします。

籠橋：本日はどうもありがとうございました。■



金子慎治【かねこ・しんじ】

広島大学理事・副学長（グローバル化担当）、大学院人間社会科学研究所・教授。専門は、環境経済学。





## Nanzan University Institute for Social Ethics 40th Anniversary Booklet

入手希望の方は、社会倫理研究所事務室までご一報ください。

[ise-office@ic.nanzan-u.ac.jp](mailto:ise-office@ic.nanzan-u.ac.jp)



籠橋一輝編

『希望の種をまく人—マイケル・シーゲル氏を偲んで』

Kazuki Kagohashi (ed.) *Nothing Matters But Love: In Memory of Michael T. Seigel*



南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム

## Why Be Resilient? レジリエンスを補完性原理の視点から考える

籠橋一輝

南山大学社会倫理研究所・第二種研究所員  
国際教養学部・准教授

2020年9月19日(土)に、上智大学と毎年共催しているシンポジウムが開催された。例年は対面で行っていたシンポジウムであるが、新型コロナウイルスの影響で2020年度はZoomウェビナー形式での開催となった。2011年に第1回の共催シンポジウムが開催されてから、今回でちょうど10回目を迎えた。

本シンポジウムでは、登壇者の3名に30分ずつご講演いただき、その後、司会兼討論者の籠橋一輝からコメントをし、それへのリプライとフロアを交えた全体討論へと進んだ。以下、それぞれの登壇者の講演内容とコメントを簡単に紹介する。

### 第1報告：「メディカルモデルとコミュニティモデルの双方から日本の自殺対策を考える」(森山花鈴、南山大学社会倫理研究所・准教授)

日本における自殺者数の推移と自殺対策をめぐる変遷が最初に解説された。自殺対策基本法が制定された2006年までの自殺対策は高齢者のうつ病予防や精神疾患への対応、青少年へのいじめ対策等が含まれており、主に厚生労働省や旧総理府が対応していた。自殺対策基本法成立後の所管は内閣府となり、自殺は社会問題として捉えられるようになった。その後、2016年に自殺対



策基本法が改正され、主管課が厚生労働省へ移されることとなった。改正基本法では、全市町村が自殺対策計画を策定することが義務づけられ、①地域自殺実態プロファイルの提供・分析に基づく実態把握、②地域特性を考慮した地域自殺対策の政策パッケージの提供、③地域自殺対策推進センターの支援計画のPDC Aサイクルチェック、④地域自殺対策策定ガイドラインの提示が国から求められるようになった。

次に、フィンランドの自殺対策について紹介された。フィンランドはかつて自殺率が高い国であったが、90年代から国が総力を挙げて自殺対策に取り組み、自殺者数を55%減少させることに成功している。民間団体による自殺対策の活動も盛んに行われており、市町村と協力関係を築きながら、地域が一体となって自殺対策に取り組んでいる。フィンランドの自殺対策には、純粋なトップダウンでも純粋なボトムアップでもない、多主体間の協力関係が存在する。

自殺対策にはメディカルモデルとコミュニティモデルがある。前者は自殺に関連する精神疾患を検出・治療することで自殺予防を図るのに対して、後者は精神疾患に対する偏見を防除することで自殺予防を図る。両者は本来は対立するものではないが、しばしば対立構図の下で語られることがあ



る。近年、心理的レジリエンスという言葉でしばしば「個人」に焦点が当てられた自殺対策が提示されているが(例: SOSの「出し方」教育)、初期段階では社会的なサポートを行う仕組みを導入しながら、精神疾患に起因する自殺は医療を積極的に活用することが不可欠である。このように総合的な自殺対策を推進する上では、補完性原理がヒントになりうる。

## 第2報告:「親子関係の困難に対する支援システム」(荻野美佐子、上智大学名誉教授/生命倫理研究所客員研究員)

親子関係には様々な困難がつきまとう。例えば、障がいであることが認知されにくいタイプの障がいでは、子どもの障がいに関して親が自責の念に囚われるだけでなく、子どもの障がいを隠そうとしたり、事実そのもの



を否定しようとしたりする行動が取られることがある。子どもの障がいを受容することは、親にとって大きな心理的ストレス(情緒的混乱、自責・他責の念、家族内での対応の温度差)がかかる。あるいは、ボンディング障がいのように、親が子どもに対して情緒的な愛着を感じることでできないケースもある。子どもと親の間の愛着(アタッチメント)は重要な問題で、幼児期に親子の愛着がうまく築けないと、反応性アタッチメント障害や脱抑制型対人交流障害などの愛着障害が生じ、他者との交流や信頼関係の構築が難しくなる。

障がいを持つ子どもとその家族への支援をどのようにするべきか。荻野氏は課題を3つに整理する。①発達初期の親子の支援のためにできることは何か、②生涯にわたる支援はどのように可能か、③教育と福祉の連携をどうするか、の3つである。

2012年4月から、障害者支援を強化する法改正が行われた。障害児支援が事業(デイサービス等)と入所施設とで切り分けられていた状況が改善され、18歳未満は児童

福祉法に一本化された。18歳以上の障害児施設入所者については、障害者自立支援法に基づく施策で対応することになった。これにより、従来は障害種別ごとに分かれていた体系が、通所・入所の利用形態によって分類されるようになり、障害児施設と事業の一元化が図られている。

地域で切れ目のない支援を行っていくためには、家庭・福祉・教育を3つの頂点として連携を推進する「トライアングル」をつくっていくことが重要である。厚生労働省と文部科学省は、「トライアングル」プロジェクトとして、教育と福祉の連携、障がいを持つ児童の保護者支援を

推進するための方策を2017年から2018年にかけて検討している。他にも、知的障害や自閉症などの子どもを持つ保護者向けに、専門家による療育ではなく日常の中での子どもの行動変容を促進するペアレント・トレーニング(ペ

アトレ)や、保護者の認知的な枠組みの修正を目指すペアレント・プログラム(ペアプロ)がある。こうした手法を組み合わせることで、障がいを持つ子どもが生涯にわたって支援を受けることができるようにすることが肝要である。荻野氏の当日の発表では、ペアトレやペアプロの詳細な内容についても、報告された。

## 第3報告:「メンタルヘルスに関する地域での取り組みと精神科医療」(大塚耕太郎、岩手医科大学神経精神科学講座・教授)

大塚氏からは、被災地とされる地域におけるこころのケアと支援について、ご自身の取り組みとそこから見えてきた知見が報告された。医療(うつやPTSDなどの災害ストレスと関連した精神疾患の診断・治療)、保健(保健師による予防介入、健康増進)、福祉(行政の福祉担当課や社会福祉協議会等による生活支援や見守り活動)、生活支援(行政の生活保護担当課や支援機関等による具体的支援)を総合的に組み合わせた取り組みの内容が紹介された。



過酷な被災環境や生活は、健康を悪化させる。オタワ憲章では、健康の前提条件として平和、住居、教育、収入、安定した環境、持続可能な資源、社会的公正・公平などが挙げられている。これらの健康の社会的決定要因が崩壊すると健康格差が生じるが、大塚氏によると岩手県ではメンタルヘルスを悪化させる様々な健康格差が深刻であるという。とりわけ、自殺率は全国で2位(2017年)となっている。

講演の中で、岩手県沢内村の地域保健の取り組みが紹介された。沢内村では元村長の深澤晟雄氏が主導し、1960年代から生命の格差をゼロにするという目標の下、地域包括医療計画が展開された。1957年から保健婦が配置され、1960年には65歳以上の医療が無料とされ、1962年には全国で初めて、乳幼児死亡率ゼロを達成している。住民一人一人に支援が届くことが重要であり、地域全体で目標を共有して取り組むことが不可欠であることが、この事例から示唆される。それは地域の価値や豊かさを「人」の視点から考えること



でもである。こころのケアは被災者に寄り添う対策そのものであり、自殺対策と被災地支援は根幹のところ共通するものがある。講演では、大塚氏が取り組んでおられる被災地でのケアの様子や、うつスクリーニング研修、健康づくり大会の健康劇の様子なども紹介された。

久慈市で大塚氏が展開されてきた行政と医療機関が連携しながら地域単位で包括的に自殺対策を行うアプローチ(久慈モデル)によって、久慈管内の自殺者数は最大期の3分の1に減少し、岩手県全体でも最大期の2分の1に減少している。久慈モデルが現実にこれだけ大きな成果を挙げていることは、地域単位で包括的にケアを行なっていくことの意義を如実に示していると感じられた。

今後、東日本大震災の被災地ではインフラ整備が進んだ後も、地域との結びつきの希薄化や孤立・孤独の問題が継続していくと考えられる。実際、雲仙・普賢岳やパッファロー・クリークダム決壊の被災地では10年以上経過して

もなお、2割から3割近くの住民がPTSDとなっていることが報告されている。そのため、東日本大震災の被災地でも、再建・復興期を経て定住期に至るまで、インフラ整備後も長期にわたって自殺予防の対策と支援を継続・維持していくことが不可欠である。今回の講演では、大塚氏が地域住民の人たちとの関係性づくりを何よりも大切にされておられることがとても印象深かった。

### 全体的なコメント

今回のシンポジウムではレジリエンスという概念が共通テーマとなっていた。レジリエンスはもともと生態学の分野で提起された概念であり、そこでは、システムの「崩れにくさ」に焦点が当てられてきた。それが心理学の分野で援用され、「危機に対して感情的あるいは精神的に対処したり、危機が起きる前の状態に素早く戻ることのできる能力」(De Terte and Stephens 2014)としてく心理学的

レジリエンス)が定義されている。また、災害からの復興という文脈では、「外的なストレスやかく乱に対する、集団やコミュニティの対処能力」(Adger 2000)や「地域や地理的に定義された一定の空間において、ストレス要因に対処し、ショックが起きた後に効率的に普段の生活サイクルに戻る能力」(Aldrich and Meyer 2014)などの形で、く社会的レジリエンス) (ないしコミュニティレジリエンス)が定義されている。

もとより今回の登壇者のアプローチや関心は一つのレジリエンスに限定されるものではないが、森山報告と荻野報告は、どちらかと言うと心理学的レジリエンスに軸足を置きつつ、行政の支援や教育・福祉の連携などの重要性が指摘されていたのに対し、大塚報告では社会的レジリエンスに軸足が置かれ、医療従事者と行政、地域が一体となったメンタルヘルスのケアモデル(久慈モデル)が提示されていたように思われる。全ての報告に共通する重要な点として、





「連携」の価値が挙げられる。自殺や障がいを生み出す要因を個別の問題として切り分けるのではなく、むしろ問題群の相互関連性を踏まえ、包括的にケアを展開していく必要性と重要性が浮き彫りにされていたように思う。だからこそ、複数の専門性を持った主体の「連携」という視点が出てくるのである。ここに、補完性原理の表れを見取ることができる。久慈モデルは、連携のあり方の1つの指針である補完性原理の有効性を示す、先進事例の一つであると考えられる。

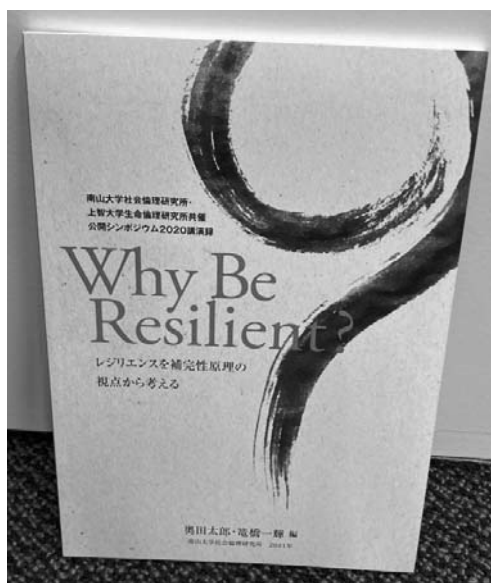
管見の限り、レジリエンスの文献では心理的レジリエンスと社会的レジリエンスは全く異なるものとして扱われている。しかし、本シンポジウムの3つの報告から示唆されるように、心理的レジリエンスと社会的レジリエンスは相互に分かちがたく結びついているものはずである。個人の健全な精神状態・健康をないがしろにしては社会全体のレジリエンスを問う意味は薄れるし、心理的レジリエンスを考える上でも人間が社会的存在であることを忘れてしまってはならない。オタワ憲章でいみじくも示されているように、平和、住居、教育、収入、安定した環境、持続可能な資源、社会的公正・公平が、人間の健康の前提条件であり、その環境づくりなしには、心理的レジリエンスを高めるといふアプローチも意味をなさないだろう（戦争で人が人を殺し合うような状況になっても「折れない心」を目指すというのは本末転倒である）。今後、心理的レジリエンスと社会的レジリエンスを架橋し、両者を統合的に扱う

アプローチが必要となるだろう。

以上、簡単に共催シンポジウムの内容を紹介した。当日の様子を詳しくご覧になりたい方は、講演録（下記）が社会倫理研究所より刊行されているので、ぜひ手に取っていただきたい。

奥田太郎・竜橋一輝編『南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催 公開シンポジウム2020 講演録

Why Be Resilient?: レジリエンスを補完性原理の視点から考える』南山大学社会倫理研究所、2021年。■



南山大学社会倫理研究所設立 40 周年記念国際シンポジウム

## レジリエンスと人間の尊厳 補完性原理の探究を見据えて

Nanzan University Institute for Social Ethics 40th Anniversary Symposium  
“Resilience and Human Dignity: Exploring the Principle of Subsidiarity in Social Issues”

ウィニバルドス ステファヌス メレ

南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員  
法学部 准教授

本国際シンポジウムは、2020年に南山大学社会倫理研究所の創立40周年を記念して開催された。本来は2020年4月に南山大学で対面のシンポジウムを予定していたが、新型コロナウイルス感性拡大のため、オンライン形式で2020年11月に延期されることになった。国内外の共同研究者たちを中心としたこのシンポジウムは、午前中の“Environment and Resilience”と午後の“Suicide and Resilience”というサブテーマで2セッションに分けて行われた。シンポジウムは、ウィニバルドス・ステファヌス・メレの司会によって進められた。

### 挨拶と趣旨説明

シンポジウムは南山大学学長ロバート・キサラの挨拶で開会した。挨拶の中でキサラ学長は社会倫理研究所の研究史を振り返り、前半20年における社会倫理の理論的・哲学的側面に焦点を当てた研究活動と、後半20年におけるより実践的なテーマと具体的な社会問題の目標に移行したことに言及した。その間の主な研究テーマは、公平性と平和、および、ガバナンスと環境問題であった。最近の5年間は、今回の中心テーマとなっている「レジリエンス」と「補

完性」である。「補完性」と「レジリエンス」に焦点を当てる必要性は、カトリック社会教説と南山大学の教育モットーの中心的な原則である「人間の尊厳」を尊重する、という強いコミットメントから生じている。このようにして社会倫理研究所がさまざまな研究活動を通して南山大学のアイデンティティーを促進し、「教育・研究・社会的貢献」という三つの大学のミッションにこれからも不可欠な役割を担っていくことになる、とキサラ学長は強調した。

引き続き、南山大学社会倫理研究所所長の奥田太郎が、歓迎の言葉を語ってから、「レジリエンス」、「人間の尊厳」および「補完性」をシンポジウムのテーマに選んだ理由をより深く説明した。社会倫理研究所設立以来40年間、さまざまな社会問題の解決を探るにあたり、カトリック社会教説に由来する「人間の尊厳」が、幅広い学問の視点からの共同研究活動の土台となってきた。人間の尊厳を生かすことのできる最も重要な研究のキーワードとして「レジリエンス」と「補完性」が選ばれたわけだが、これらのキーワードについて語るうえで、私たちの同僚であった故マイケル・シーゲル師の存在とその多大な貢献について言及しておく必要がある。2003年に研究所に加わって以来、彼は、社会問題に対処するためのさまざまな人々と団体の間の対話のためのプラットフォームを築いてきた。個人とグループの自立性の尊重に基づく和解と協力のうえに成り立つこのプラットフォームに適したキーワードは、「レジリエンス」と「補完性」であることが、彼との毎日のティータイムの会話から気付かされた。レジリエンスの概念が適切に適用されるためには、補完性の原理による支えが必要である。つまり、レジリエンスのある個人と社会を築くためには、上位の集団は、下位の集団や個人の自立性と可能性を奪うことなく彼らを補完する役割を果たす必要がある。そこで、





私たちは今回、「2つの問題のある状態が同じ程度のレジリエンスを持っている場合、個人や集団間の関係により補完的な構造が含まれている方がそうでない方よりも倫理的に妥当である」という仮説を立て、それを「シーゲル仮説」と呼ぶ。このシンポジウムでは、オーストラリアと日本の状況が対比されることになるが、それを通じてこの「シーゲル仮説」が検証される機会となれば、という期待を奥田は示した。

## セッション1: Environment and Resilience

セッション1の最初の報告者として、ガバナンスと熱帯地域開発を専門とするジェームス・クック大学のアラン・デイル氏が、“Governing Well for a Resilient Society and Environment”というタイトルで講演を行なった。前提として、レジリエントな社会と環境を構築するためには、強力で健全なガバナンスシステムが不可欠である。最も重要な課題は、効果的な結果をもたらすために、特定の社会問題に当てはまる複雑なガバナンスシステムをどのように理解・分析・改善するかということである。ここでいうガバナンスシステムは、「望ましい公共財の保全を実現するために、イベントの流れを意図的に形成すること」を意味する。ガバナンスシステムでは、すべての人やグループの「エージェンシー」が、より「良い」結果を導くための力をもつとみなされる。この人材は、明確な地理的な範囲や

政策ガバナンスの範囲を持って結果に影響を与えるすべてのドメインとサブドメインを考慮に入れるシステムにおいて連携する必要がある。

例えば、環境管理の問題では、沿岸と水管理のドメイン、および沿岸計画と河川計画のサブドメインがあり、誰がどのようにそれぞれのドメインに関わるのか、関連するあらゆるドメインを取り入れられるかどうか、それぞれのエージェンシーの役割が適切で有効的に実施されるかどうか、何が機能して何が機能していないか、等を評価し分析する必要がある。そのためにはまず、システム全体が設定されている目標に応じたものであるかどうか、それが適切な研究開発に基づくものであるかどうか、どんな戦略開発が必要なのか、何が実施できるか出来ないか、モニタリングメカニズムがあるかどうか、といった構造的・機能的な側面を評価する。そして、それぞれのドメインとサブドメインに関わっているエージェンシーが、必要な能力・接続性・知識を持っているかどうか、という点で、人材を質的に評価する。こうした評価は、衡平性、説明責任、妥当性、効果、効率、持続可能性、適応性、補完性といった基準で行われる。勿論、決定は草の根の人々とともに行わなければならないため、補完性の基準を特に強調する必要がある。

デイル氏は、“Cairns South Communities for Children”（家族と社会発展）、“Great Barrier Reef”（環境保全）、“Northern Development”（経済発展）といった三つのプロジェクトに関わっており、これらを事例として取り上げた。この三つ





のプロジェクトでは、ガバナンスシステムに対する評価と分析から、改革のための最も優先度の高いサブドメインを特定し、さらにその後、一步下がって主要な構造的改革を検討することもできたという。但し、概念的にも実践的にも異なる背景を持つ異なる人びとやグループの間に生じる文化的・政治的な緊張は、健全なガバナンスシステムの妨げとなりうる。結論として、デイル氏は、エージェンシーの能力を向上させる教育 (subsidiarity plus)、集団分析、ガバナンスを改善するためのシステムドクターが不可欠である、と指摘した。

こうしたオーストラリアの事例に見られたレジリエンスとガバナンスシステムにおける補完性の重要性は、日本の事例ではどのように見られるのか。続いて、環境経済学を専門とし、持続可能な発展とレジリエンスについて研究してきた社会倫理研究所の籠橋一輝が、第二報告者として、“What is ‘Critical Natural Capital’ in the Rural Areas of Japan: Rethinking Resilience and sustainable Development in the Aging Society” というタイトルで講演した。籠橋によれば、日本の農村部で持続可能な開発とレジリエンスに焦点を当てる理由は、過疎化、高齢化、外来種、経済停滞等により農村部が崩壊しているためである。この農村崩壊を引き起こしたのは主に、薪から化石燃料への変化、若い世代を都市に追いやる都市化と工業化、商品やサービスを生産する農村の役割の減少であった。このような日本の農村の状況に対して、どのように持続可能な開発を考えるべきかが課題と

なる。

この課題は、人工資本、自然資本、人的資本という資本理論の枠組みから考えることができる。これらの資本は、組織を通じて活用することで well-being を生み出すとされるが、農村地域の持続可能な発展を達成するためには、どの資本に投資すべきか。農村開発に関する日本の伝統的なアプローチでは、農村部の人々の収入増加を目標にして、農村部の都市化と工業化による人工資本に焦点を合わせてきた。外発的発展とも言われるこのアプローチは、実際には、農村部の人々を開発プロセスのパートナーとしてではなく、単に受け入れ側 (労働者と土地所有者) として扱ってきたし、同時に、森林破壊や公害も起こしてきた。

さらなる被害を防ぎ、日本の農村における持続可能な発展を改善するうえで、オーストラリアのランドケア活動から学ぶべきものがある、と籠橋は指摘した。1980年代に始まったランドケア運動は、本来の植生の回復、地元の農民のエンパワメントなどを通じた生態系管理であり、自然資本としての木、揚水ポンプなどの人工資本、支え合いと分かち合いのための人的ネットワークが必要になる。政府からの多大な支援を受けながら、ランドケア運動は自然資本と人的資本を改善・強化するだけでなく、社会的結束を強化する。同じような構造的改革、即ち、自然資本と人的資本への投資、そして、社会的結束の強化が、日本の農村にも必要だと籠橋は主張する。

実際、日本でも、規模はまだ比較的小さく限られている



ものの、同じコミュニティベースの農村開発のエンパワメントを取り入れているケースもある。籠橋は、五ヶ瀬町の小水力発電プロジェクトを具体的な例として紹介した。農業と一次産業が衰退するにつれて、産業構造が大幅に変化した。ローカルレベルで生じる様々な問題に対応するために、2013年に五ヶ瀬自然エネルギー研究所が設立された。これは、各地域共同体のイニシアチブを通じて豊富な水力エネルギーの可能性を活用し、高齢化や過疎化の問題を含む地域の農業および環境問題に取り組むためのネットワークを形成することにより、五ヶ瀬の共同体に力を与えることを目的としたプロジェクトである。プロジェクトの全プロセスに地元の人々が参加できたため、具体的な課題と使用可能な自然資本を特定するだけでなく、過去5年間で10を超える小水力発電所が設置されることになった。そのコミュニティベースの小水力発電は、1) 地元住民の強力なイニシアチブによる水力エネルギー生産を通じて地域の自立を促進し、2) コミュニティの自律的なエネルギー資源管理能力を強化し、3) 農産物市場を創出して、町の外の新しい農民を惹きつけるだけでなく、耕作放棄をも軽減した。このようにして、ランドケア運動と同様に、五ヶ瀬町の小水力発電プロジェクトは、自然資本と人的資本を改善および強化するだけでなく、社会的結束を強化してきた。以上より、地域の本質的な自然資本の特定、補完的な役割を果たす仲介者、地域住民の参加と協力が、持続可能な発展を実施するのに不可欠である、と籠橋は結論づけた。

以上の二人の報告を踏まえながら、熟議民主主義を研究してきたキャンベラ大学のロジャー・デイヴィス氏が、ランドケア運動と五ヶ瀬町の水力発電プロジェクトに共通して、ボトムアップの意思決定プロセスが見られることを指摘した。この民主的なアプローチは、特に植民地的なオーストラリア北部やトップダウン的な九州北部など、政府によって無視されてきた地域での補完性原理に基づく開発に際して重要であり、どちらの場合にも、地元の人々の参加を可能にするボトムアップアプローチと健全なガバナンスシステムが必要だ、とデイヴィス氏は指摘する。ただし、このようなガバナンスシステムを人間の尊厳と民主主義の関係の枠組みで考えるとして、オーストラリア北部と九州北部の地域イノベーションが、人間の尊厳の尊重をどの程度高めることが

できたのか、デイヴィス氏は疑問を提示する。

実際に熟議民主主義は社会的結束を促進するので、どちらのケースでもそれは重要だが、その場合、ガバナンスシステムは実際にどのように機能すべきであり、このシステムの中でより重要なことは何なのか、正しいプロセスか、正しい決定か、ということが問われることになる。これに対してデイル氏は、ガバナンスシステムには熟議民主主義が最も重要であり、熟議民主主義がなければ地域レベルでの補完的なシステムもないので、それがなければ中央政府のプログラムがどれほど素晴らしいものであっても失敗することになる、と応答した。したがって、中央政府と地元住民との間の政策の一貫性を維持するためには、システム内のすべての当事者が適切に役割を果たすことを可能にする補完性原理が非常に重要である、とデイル氏は主張した。同じ質問に対して籠橋も、ボトムアップアプローチを活用するために熟議民主主義が最も重要であると答えた。五ヶ瀬町の水力発電プロジェクトでは、正しいプロセスが前提であり、地域住民の意見を聞きながら地域の優先課題、ニーズ、クリティカル自然資本などを特定し、それに取り組むプロジェクトが地域住民の参加によって実現したのだ、と籠橋は述べた。

さらにデイヴィス氏は、異なる世界観を持つ人々の間で、どのようにして持続可能な決定を一緒に行うことができるか、と問うた。これに対して、デイル氏は、教育の重要性を強調した。教育によって人々は、ガバナンスシステムに属する全ての当事者が最大の成果を達成するために取り組むべき課題の内実だけでなく、ガバナンスシステムにおける自らの役割をも知ることができるからである。それによって、世界観が異なっても、目指している同様の成果のために共通点を見つけることが可能になる、とデイル氏は応答した。同じ質問に対して籠橋は、五ヶ瀬プロジェク





トの多くのワークショップの重要性を指摘し、決定が下される前に意見を共有することは、共通点を見つけるうえで非常に有効だ、と述べた。

## セッション2 : Suicide and Resilience

セッション2では、自殺予防とメンタルヘルスの状態について、オーストラリアと日本の状況が報告された。まず、オーストラリアの自殺予防とメンタルヘルスに関する社会学的な研究をしてきたグリフィス大学のカイリ・コルヴス氏が、“Suicide Prevention in Australia: Is It Evidence Based?”というタイトルで講演をした。コルヴス氏はまず、オーストラリアと日本を含む世界のいくつかの国の自殺率を紹介した。日本とオーストラリアの自殺率は、世界の他の多くの国に比べて低い。1997年までは、両国の自殺率はほぼ同じ(12-13%)だったが、その後、オーストラリアの自殺率は大きく変化しなかった一方、日本は15%を超える自殺率となった。オーストラリアの自殺率は、女性よりも男性、非先住民よりも先住民が遥かに多かった。一般的な自殺方法は首吊りであるため、それを特定して予防することは非常に困難である。さらに、自殺は最後の結果にすぎず、その前に自傷行為があるが、それを特定し予防するのは難しいであろう、とコルヴス氏は指摘した。

したがって、オーストラリアの自殺予防は、個人および家族、組織、地域社会などというグループの関与を可能

にする集団的努力を通じて、実施されている。このアプローチは、自殺未遂や自傷行為を経験した人の証言、または、国民の行動に関する研究から取得できる証拠に基づいている。その主な目的は、自殺を防ぐことができるコミュニティセーフティネットを構築することである。ここで必要なのは、1) 自殺に関する証拠に基づく治療を使用すること、2) 助けを必要としている人々を特定・支援するためのプライマリケアを実装すること、3) 自殺の危機に対処するための最前線のスタッフの能力と信頼を向上させること、4) 学校で気楽に助けを求めることを促進すること、5) 自殺を認識して対応するためにコミュニティを訓練すること、6) コミュニティを変化の一部に関与させること、7) 安全で意義あるメディア報道を奨励すること、8) 社会の安全性を向上させ、自殺の手段へのアクセスを減らすこと、9) 緊急的な治療およびそのフォローアップケアを改善すること、である。

最近、自殺予防に関するオーストラリアの国家政策のプラットフォームを提供する「国家自殺予防戦略」が採択され、そこでは促進・予防・早期介入に重点を置いている。この戦略には、1) 自殺予防へのシステムベースの地域的アプローチ、2) 国家のリーダーシップと支援活動、3) アボリジニとトレス海峡諸島民のコミュニティでの自殺を防ぐための取り組み、4) 自殺を防ぐためのオーストラリア政府と州および準州による共同コミットメントなどが含まれている。これに応じて、あらゆる州および地域で自殺



予防戦略が浮上している。ただし、1)限られた知識と能力、2) 効果のない計画・調整・コラボレーション、3) インプットとアウトプットの不一致など、さまざまな障壁が重大な課題となっている。したがって、自殺に関する課題を特定してそれに取り組むための能力と意識を向上させる教育と訓練が最も重要である、とコルヴス氏は主張した。

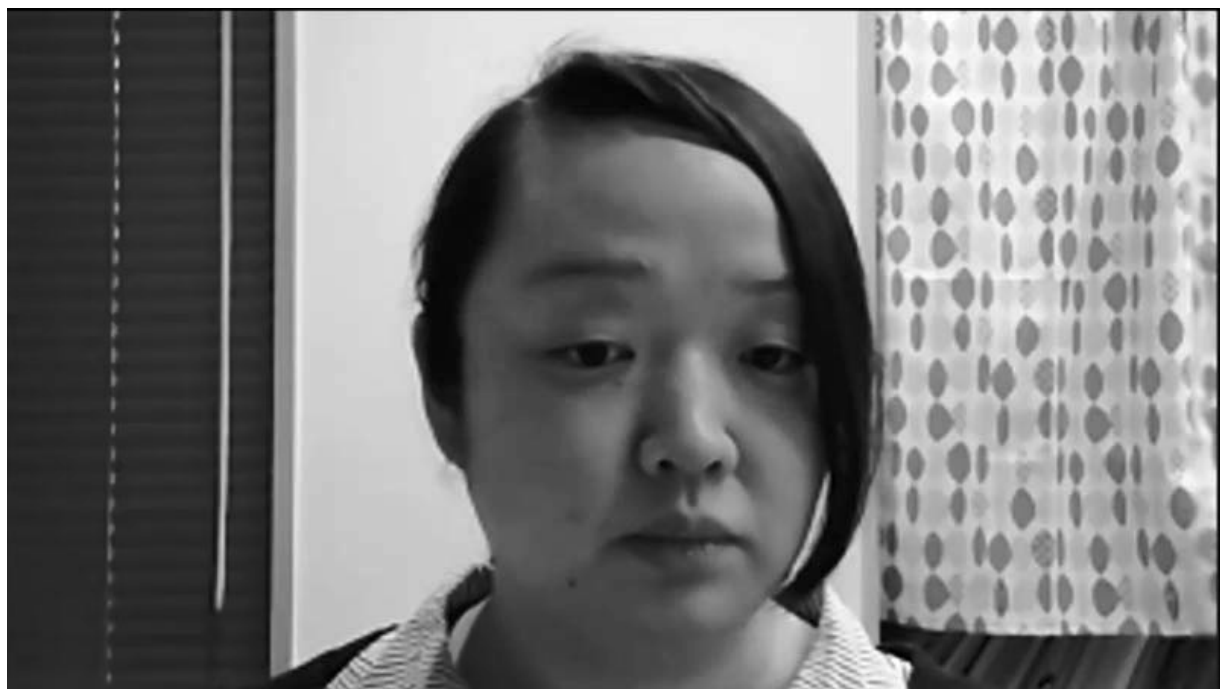
続いて、自殺とメンタルヘルスについて政治と行政の観点から研究している社会倫理研究所の森山花鈴が、“Suicide Prevention in Japan: Between Medical Model and Community-Based Model”をテーマに講演を行った。まずは、G7 諸国と比較した日本の自殺率が提示され、1998 年頃より、日本では、自殺者数が 25,000 人未満から 30,000 人を超えるまで大幅に増加してきたことが報告された。なかでも、女性より男性の自殺数をはるかに多く、日本は G7 諸国の中で米国に次ぐ第 2 位となっている。

日本の自殺予防の方針を定めた法的枠組みは、2006 年 6 月 21 日に国会で可決され、同年 8 月 28 日に施行された「自殺対策基本法」であった。この法に基づき、自殺予防を担当する政府機関は、内閣府とされた。2007 年に内閣府は、「自殺防止のための包括的措置」と題する政策文書を作成した。そのなかで、高齢者のうつ病の予防、精神疾患のある人々のケア、若者のいじめに対する予防策に焦点を当てた。自殺対策基本法が施行されることで、自殺は「社会問題」だと認識され始め、省庁間で合同タスクフォースを結成し、自殺対策を担当する新しい部門を設立するこ

とになった。

2016 年には、自殺対策基本法が改正され、厚生労働省が新監督部門となった。これは主に、内閣府の構造の変化と自殺対策政策における明確な権限の必要性によるものであった。しかし、この権限の変化の結果、自殺対策へのアプローチが、コミュニティベースのモデルから医療モデル、すなわち、トップダウンアプローチになってしまう懸念がある、と森山は考える。このような状況の中で、これらの 2 つの主流モデルの代替として、非政府組織モデルなどの他のモデルについても議論があった。ただし、改正された自殺対策基本法は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連機関との包括的かつ協力的な自殺対策の実施を強調している。また、この基本法は、都道府県や市町村が管轄下で具体的な自殺対策を講じることを義務付けている。実際にこれが日本での自殺対策に有効かどうかはまだわからない、と森山は指摘した。

ここで森山は、フィンランドの自殺対策を比較対象として取り上げた。なぜなら、フィンランドが、トップダウンでもボトムアップでもなく、政府と非政府組織の両方のさまざまな関係者の関与を可能にする包括的なアプローチをとっているからである。一般に、日本の自殺対策はトップダウンのアプローチがとられており、決定と財政的支援は主に中央政府によって行われ、村レベルまでさまざまなレベルの政府を通過している。もちろん、最近自殺対策に関与する非政府組織は増えつつあるが、他の先進国と比べて



その数は非常に少なく、活動を支援できる寄付が少ないため、彼らの影響力は依然として非常にまだ弱い、と森山は指摘した。フィンランドには、自殺対策に関与する非政府組織と非営利団体が多くあり、十分な自律性が与えられている。政府機関や企業はただ支援の役割を担う。さらに、フィンランドでは、被害者の家族もデータと情報の提供に対して非常に協力的であるため、証拠に基づいた対策を生み出すのに役立っている。このアプローチによりフィンランドは、30年間で自殺率を最大55%まで減らすことに成功した。こうしたフィンランドの自殺対策を森山は、「パートナーシップアプローチ」と呼ぶ。

日本における自殺に関する公の言説は、多くの場合、医療モデルかコミュニティベースのモデルか、という議論に関連付けられがちである。医療モデルの場合、自殺の主な原因はメンタルヘルスだと思われ、健康に関心の中心があるため、早期発見と薬物療法による治療が、適切な対策だと見なされている。実際は、警察のデータによると、50%以上の自殺の原因は健康の問題ではなかった。一方、コミュニティベースモデルの場合、自殺の主な原因は社会的な要因だとされるため、自殺問題に対処する地域社会の能力を高め、そして心理的困難を抱える人々に対する偏見を回避することが対策の焦点となる。森山によると、両アプローチは互いに矛盾する必要はなく、効果的な自殺対策のためには相互に補完し合う必要がある。ここで重要なのは、教育と訓練による事前の支援、自殺未遂者の支援、家族の支援である。要するに、自らの困難に対処する人々の能力とレジリエンスを強化する包括的なサポートシステムが非常に重要である。言い換えれば、補完性原理に基づく自殺対策のガバナンスメカニズムが重要である、と森山は主張した。

以上の二人の報告の後、メンタルヘルスと多様性の問題に社会心理学的な観点で取り組む愛知県立大学のアンドレア・カールソン氏がコメントを寄せた。カールソン氏は、オーストラリアでの複数システムアプローチとフィンランドでの医療アプローチとコミュニティベースのアプローチを組み合わせたパートナーシップアプローチの有効性を強調し、日本のさまざまなアプローチ間の協力的かつ補完的な関係性への変更の必要性を指摘した。自殺を防ぐ



のに必要な補完性を高めるためには、協力、多様性の尊重、スティグマの回避を通じて、包摂できる環境を整える必要がある、とカールソン氏は主張した。また、二人に対して、日本、フィンランド、オーストラリアの自殺対策がなぜこれほど違うのか、そしてどうすればスティグマを減らすことができるのか、という質問を投げかけた。最初の質問について、森山は、オーストラリアやフィンランドとは異なり、日本は1)自殺を社会的問題ではなく個人的な問題と見なしがちであること、2)自殺問題に対する社会的意識がまだ弱いこと、3)自殺が一般に知られる方法が教育的ではないこと、という三つの理由を挙げた。二つ目の質問に対しては、コルヴス氏が、スティグマは非常に複雑な問題であるが、自殺は特定の人々の問題でなくすべての人々が経験しうる一般的な問題である、という認識を高めるためのトレーニングを通じて、それを減らすことができる。そして、スティグマは文化的影響もあり、開かれた社会の人々は、閉鎖的な社会の人々よりも、精神的な問題を抱えている人や自殺未遂の人々への受容を高めるトレーニングに参加しやすい、とコルヴス氏は強調した。

さらにカールソン氏は、日本とオーストラリアの自殺率に対する新型コロナウイルスの影響について尋ねた。この質問に対して、コルヴス氏と森山はともに、今のところ、新型コロナウイルスが両国の自殺率に直接影響を与えるという兆候はない、と主張した。しかし、メンタルヘルスと自殺に寄与する可能性のあるのは新型コロナウイルスによる経済的困難であり、それについてどちらも懸念を表明した。この特定のケースでは、オーストラリアとは異なり、日本の自殺率は大災害後に増加する傾向があり、新型コロナウイルスの発生から数か月後に自殺率が前年の率と比べて大幅に増加しているため、新型コロナウイルスについても同様の傾向がある、と森山は主張した。



## 参加者との全体討論

すべての報告者が持続可能でレジリエントな社会を築くうえでコミュニティの役割を強調していたので、参加者からの最初の質問は、現代においてコミュニティの役割が変わったのかどうか、もしそうなら、どのような形で、どの程度変わったか、ということであった。この質問に対してデイル氏は、私たちのコミュニティの役割が大幅に変化しているという事実は否定できず、社会問題を解決するための新自由主義の経済的アプローチに影響されている、と述べた。人々は非常に競争の激しいコミュニティに住んでおり、そのメンバーの行動は補完性原理に反する傾向がある。優れたガバナンスシステムがなければ、すべてのコストが高くなるため、不確実性を生み出す可能性がある。もちろん、これは、社会の改善へのコミュニティベースのアプローチに影響を及ぼす、とデイル氏は応答した。

また、籠橋は、日本のコミュニティがかつては外部からの人々に閉ざされていた、と主張した。しかし、経済発展により、多くのコミュニティが開かれるようになり、外部の人々を惹きつけて、そのコミュニティに投資し、新しい機会を見つける。ほとんどの場合、開かれたコミュニティは、保守的で閉鎖的なコミュニティと比較してより成功していると指摘した。

自殺対策の観点から、コルヴス氏は、コミュニティの役割が非常に重要であると強調した。しかし、この役割は、都市のコミュニティと地方または孤立したコミュニティの間で大きく異なり、孤立したコミュニティは、教育・訓練・支援へのアクセスが少ないため、自殺を防ぐ効果が低くなる、と応答した。デイヴィス氏は、コルヴス氏に同意しつつ、自殺防止を含む社会変革にとっての先住民の知識と知恵の重要性を提起し、先住民コミュニティの政治的権威または彼らの民主的慣行を認識し、ガバナンスシステムにおいて十分な位置を与えることが重要である、と主張した。

参加者からは、オンラインでのいじめに対処するために仮想世界を規制するための政府や非政府組織によるイニシアチブがあるかどうかについて、質問があった。これに関して、コルヴス氏は、若者とその両親の間で仮想世界に関する知識に不一致があること、また、仮想世界とオンライン利用を規制する法律と政策は国によって異なることを指摘した。ただし、仮想世界は、社会改革の敵ではなくパートナーとなりうる、ということを理解するのが重要であり、自殺対策のための建設的な手段として仮想世界を使用することもできる。このような建設的なイニシアチブは、たと

えば、自傷行為や自殺を最小限に抑えるためのソーシャルメディアの使用に関するガイドラインを通じて WHO によって開発されている、とコルヴス氏は述べた。また、森山は、日本の場合には近年、ソーシャルメディアの無責任な使用が日本の子どもや若者の自殺者数の増加に関わっている可能性がある、とコメントした。

最後に、フィンランドやデンマークなどの一部のスカンジナビア諸国のように、自殺に関する統一的なデータシステムがオーストラリアと日本に存在するかどうかについての質問があった。コルヴス氏は、オーストラリアの場合、そのような統一的なデータシステムは存在していないが、一部の地域では、自殺と自殺未遂に関連する地域登録を設定し始めているところもあると述べた。他方、森山は、そうした統一的なデータは自殺対策の政策立案上、非常に重要であるはずだが、日本の場合、自殺または自殺未遂についてあまりオープンにしたいと考える傾向もあり、そのような統一的なデータは存在していない、と応じた。

## 終わりに

シンポジウムを閉幕するに当たり、社会倫理研究所所長の奥田太郎が、すべてのパネリストと参加者に感謝の意を伝え、シンポジウム全体の議論を受けて短い感想を述べた。奥田は、レジリエンスのある世界を築くためには、社会のメンバー一人一人とガバナンスシステムとに同時に目を向けなければならない、そうした観点から社会問題に取り組むには、互いに対話やコミュニケーションの時間を費やす必要があるため、社会倫理研究所は今後、そうした共同研究のプラットフォームを整え、オーストラリアをはじめとした世界中の研究者とのネットワークとパートナーシップを構築していく予定である、と述べた。

最後に、司会者のメレは、ガバナンスは補完性原理に基づくものでなければならない、そうあることで、地域コミュニティが自らの可能を知ったうえで発展することが可能になる、と述べた。補完性原理に基づくガバナンスは、レジリエントなコミュニティの構築につながり、同時に、そのコミュニティのメンバーの幸福ももたらしうるため、そこには、人間の尊厳が尊重された状態となるはずだ、と述べて、シンポジウムを締めくくった。■



# 2020年度懇話会等報告

## 第一回懇話会

2020年5月23日(土)

Zoom ミーティング

本懇話会は、「レジリエンスを社会問題にどう適用するか」を共通テーマに掲げ、社会倫理研究所設立40周年を記念するシリーズ懇話会の第1回として、「社会的レジリエンス」研究プロジェクトの主催で実施された。

近年、レジリエンスは災害復興やまちづくり等の文脈でよく用いられるが、未来がもつ本質的な不確実性や危機に対して、私たちがどのように立ち向かっていくかを考える上で重要な概念である。本懇話会では、市原あかね氏と梅津千恵子氏をお招きし、レジリエンスの考え方や、環境や地域の危機へのレジリエンスの応用例についてご講演頂いた。お二人の講演に対して、討論者として奥田太郎が倫理学の観点からコメントを出し、議論を深めた。

本懇話会(シリーズ懇話会)は、新型コロナウィルスの影響で、Zoom上でのオンライン開催となったが、31名の事前申し込みがあり、当日はフロアを交えて活発な議論が展開された。

### 第1報告

市原あかね氏(金沢大学人間社会研究域教授)

### 「地域社会のレジリエンスと転換能力：学際研究・教育のためのレジリエンス思考」

マルクスが資本主義を分析した方法論を資本・商品・物質空間のシステム間関係論として捉えると、市場における資本の蓄積や商品化のプロセスは、物質的相互作用の空間においては、広い意味での「社会」と「生態系」の間の物理的な関係を規定する。このように資本運動と物質循環を接合してみると、レジリエンスの



考え方をより深く捉えることができる。

本講演では、適応循環(Adaptive Cycle)とパナーキー(Panarchy)というレジリエンスをめぐる重要な考え方が紹介された。生態学的なレジリエンスでは、ある一定の状態にとどまることを動的平衡あるいは平衡定常状態と呼ぶが、その平衡を乱すような外乱が起ると、そのシステムは別の状態に不可逆的に遷移することがある。そうした遷移の起こりにくさをレジリエンス概念は捉えようとするが、現実の生態システムは複雑であり、社会との相互作用まで含めて考える必要がある。こうした現実を理論的に定式化したものが、「適応循環」と「パナーキー」である。生態システムは成長( $\gamma$ 相)・成熟( $\kappa$ 相)・崩壊( $\Omega$ 相)・再生( $\alpha$ 相)という4つの段階を経て、また新たな成長へのサイクルに入っていく。前半(成長・成熟)の段階では進行速度は遅く、予測しやすい挙動をするのに対して、後半(崩壊・再生)では変化の速度が早く、予測不可能な挙動をする。このような適応循環の段階に応じて、生態システムのレジリエンスは変化する。こうした適応循環のサイクルをもつ個別のシステムが複層的に相互影響を及ぼし合うことで、システム全体の挙動が規定されるという枠組みが、パナーキーである。いずれも、システムの複雑性と相互作用を捉えるために重要な考え方であり、社会システムに適用した研究も存在する。

市原氏の講演では、マルクスの方法論とレジリエンス思





考を比較し、その両者の統合を通じて社会科学と自然科学の融合を目指すという市原氏のオリジナリティあふれる構想が紹介された。その目指すところは「安定」と「変化」がダイナミックに展開される場としての「地域」を統合的に理解するという点にある。自然条件としての生態系や地球環境のダイナミクスを取り込みつつ、社会と自然との関わりのあり方を総合的に分析していく研究や教育の必要性が示された。



## 第2 報告

梅津千恵子氏（京都大学農学研究科教授）

### 「レジリエンスを考える：アフリカにおける食と栄養の安全保障」

レジリエンスの考え方には「工学的レジリエンス (Engineering Resilience)」と「生態学的レジリエンス (Ecological Resilience)」がある。前者はある生態システムがかく乱を受けた時、元のシステムに戻る速さ（時間）によって定義される。その時間が短いほど、「レジリエンスが高い」と評価されるが、システムの安定状態（均衡）を1つしか想定していないという問題点がある。それに対して後者の生態学的レジリエンスは、ある生態システムが安定状態を変化させることなく受け止めることのできるかく乱の大きさとして定義される。生態学的レジリエンスでは、現在の安定状態から別の安定状態に移行することを想定しており、複数の均衡が考えられる。このような安定状態の遷移は非線形的なレジームシフトとなることがしばしばあり、システムの臨界点を超えないように政策や社会が介入する必要がある。

梅津氏は、レジリエンスの考え方をアフリカ半乾燥熱帯地域に適用し、これまで数々の研究成果を挙げてこられた。本講演では、アフリカの半乾燥熱帯の農村世帯が、干ばつや洪水、自然災害等の危機を前にして、食料の消費や生産のショックから回復する能力としてレジリエンスを定義し、ザンビアをフィールドとした研究の内容が紹介された。

雨量の変動は、トウモロコシの生産に大きな影響を与えるが、それは将来の農家の自家消費に直接的な影響を与

えるとともに、農業収入の減少等を通じて、家計の食料の消費量に影響が及ぶ。ザンビアの農村での長年にわたるフィールドワーク（世帯調査、生業観察、データ測定）に基づいて、農家の人々の様々な危機に対する適応の実態とレジリエンスを高めるための方策が紹介された。例えば、あるサイトでは降水量の変動（特に多雨）に対して圃場を尾根や傾斜面、谷底に分散させることでリスクを回避したり、トウモロコシからさつまいもに転作するなど、危機の事前と事後で対応が行われていた。さつまいもはトウモロコシ収穫後の貴重な現金収入源となっており、その他にも、ソルガムの在来種も気候リスクに対応する上で極めて有効であることが紹介された。他の興味深い点として、携帯電話の普及によって遠隔地にいる縁者への支援を依頼することが容易になり、社会的ネットワークを活かした適応も行われているようである。

ザンビアの農村でのレジリエンスを高めていくためには、作物の収穫の端境期での現金収入を高めるための雇用機会を増やすこと、環境危機からの回復期での転換作物へのアクセス（例：さつまいもの種芋や雑穀種子へのアクセス）、現金収入の損失を補填するための天候保険等の制度的支援などが必要となる。真の意味でレジリエンスの高い



農業システムとするには、多雨や干ばつなどへの短期的な適応だけでなく、長期的に生活が安定するような社会の構築を目指さねばならない。

梅津氏の講演では、地域のレジリエンスを高めることは、単に技術的な対応策を考えるのではなく、社会の仕組みそのものを変えていく必要があることが示唆されている。梅津氏が講演の最後に指摘されたように、レジリエンス思考は、「リスクの排除」ではなく「ゆるやかな共存」へと発想を転換することを私たちに促している。

(文責 | 籠橋一輝)

## 第二回懇話会

2020年6月13日(土)

Zoom ミーティング

本懇話会は、社会倫理研究所の設立40周年を記念する三回の懇話会シリーズの2回目である。「企業・人権・倫理」研究プロジェクトの一環として開催されたこの懇話会では、この数年、国内外の紛争や地球温暖化、企業活動などによる難民問題が益々深刻な社会問題となっていることを踏まえ、「難民と人権」をテーマにした。難民問題は、権利を持っている人々の問題であり、根本的に人権問題でもある。難民と庇護希望者が抱えている課題、特に法律に関する課題を理解することは、彼らの権利を尊重し保護するに当たって最も重要な条件となる。そこで、日本における難民及び庇護希望者の労働の権利に対する現状について国際法の視点から理解するために、難民条約と社会権規約を比較しながら検討してきた小坂田裕子氏、そして、日本で難民及び庇護希望者の主な問題となっている就労と入管収容を、難民条約、自由権規約等に規定されたノン・ルフ

ルマン原則による保護において、どのように理解すべきかを検討してきた安藤由香里氏をお招きした。お二人の講義を踏まえて、小城拓理が政治哲学の視点からコメントを出し、参加者と議論を深めた。

### 第1報告

小坂田裕子氏(中京大学法学部教授)

#### 「国際法における難民及び庇護希望者の労働の権利」

報告の出発点として、日本における2018年の難民認定制度の運用見直しが紹介された。これは、就労を目的とした難民申請の偽装増加を恐れ、難民認定申請者に対して、申請後6カ月から就労を許可する運用制度である。この制度運用の見直しに対して、問題とされたのは、就労許可の対象にならない庇護希望者(不法入国・不法滞在者も含む)の保護はどうなるのか、ということである。経済的な理由で彼らの保護費が提供されない可能性がある。このような状況の中で、国際人権法は実際に、難民および庇護希望者の労働への権利に対する制度をどのように規定しているのだろうか。

まず、難民条約第17条は「合法的にその領域内に滞在する」難民に対して賃金が支払われる職業に従事する権利、または、「同一の事情の下で一般に外国人に対して与える待遇のうち最も有利な待遇を与える」ことを規定している。つまり、難民と外国人の最恵国待遇を保障するのである。但し、「合法的滞在」のなかに庇護希望者も含まれるかどうかは明確ではない。ほとんどの学説では、庇護希望者には適用されず、あるいは適用されると解される場合でも、1年間の就労待機期間の存在は違反とならないとされ

ていた。更に、難民条約は、自国政府の支援を受けられない難民を外国人一般から区別し、受入国の経済状況に関わらず最恵国待遇を義務づけている。現に、多くの国家が難民に自国民の職が奪われることを懸念し、労働権に関して自国民と同等の権利を保障することを拒否する傾向がある。まさしくこれは難民条約の労働権の限界となる。

他方、経済的社会的文化的



権利に関する国際規約（社会権規約）は、締約国の管轄下にある個人一般に権利を保障し、難民や庇護希望者もその対象となりうる。というのは、社会権規約委員会では、難民と庇護希望者は区別して扱われておらず、いずれも保護対象となると思われるからである。そういった意味で、社会権規約の方が庇護希望者を難民と区別していないため、難民条約よりも労働権の保護範囲が広いと思われる。



ここで注意すべきことは、難民条約と社会権規約における労働の権利に関して、いずれも雇用を保証するものではなく、あくまでも労働の自由を認めるものである。そして、難民条約と社会権規約のいずれがより難民および庇護希望者に関する労働の権利の保護に資するのか、と問われると、問題となるポイント、すなわち、「保護対象や労働の権利の平等な保障の基準」、「適用国」「差別禁止」のいずれに焦点を当てるかによって、その答えは異なる。いずれにせよ、難民および庇護希望者（不法入国・不法滞在者である場合も含む）が、労働の権利と同時に社会保障も否定され路上生活を余儀なくされることは、「非人道的若しくは品位を傷つける取扱」を構成する、という規範が、国際人権法において生成しつつあると言いうる、と小坂田は指摘した。

## 第2 報告

安藤由香里氏（大阪大学招へい准教授）

### 「入管収容・送還：ノン・ルフルマン原則による保護を考える」

安藤氏の講演では、外国人に対する入管収容と送還の問題にはノン・ルフルマン原則という表現がよく使われているが、実際にそれが難民条約・自由権規約などの国際人権法規約ではどういう意味合いをもつかが問われた。ノン・ルフルマン原則は、日本における外国人の就労権に関する稼働、または、非正規滞在者（不法滞在者・オーバーステイ）の収容・送還と結び付けて考えられる。現状では、在留資格があるかどうかで就労権（稼働の種類など）と収容・送還の状況が決まるが、在留資格がない場合、原則として就労権が保護されず、入管法に基づいて収容するか送還するか、ということになる。送還することが決まっても、そ

れを拒む非就労者も存在する。その主な理由は、母国での迫害を恐れていること、結婚や親子関係によって家族が日本にいること、日本で生まれ育ったことなどである。

このような状態について、難民条約や自由権規約などの国際人権法規約にあるノン・ルフルマン原則による保護はどのように規定されているのか。1951年に国連総会で採択された難民条約は、日本では1982年に発効した。難民条約によると、難民とは、「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者」である。難民として認められれば、就労権の保護を受けられるし、送還される危険がなくなる。そのため、ノン・ルフルマン原則は問題にならなくなる。ノン・ルフルマン原則による保護を必要とするのは、実は難民になる間の段階、すなわち、難民申請をしている庇護希望者である。彼らには送還される危険性があり、就労権の保護も受けられないからである。

そのため、難民条約は、彼らの「生命または自由が脅威にさらされる恐れのある領地の国境へ追放しまたは送還してはならない」（1条A項2）と定めている。但し、「生命または自由が脅威にさらされる恐れのある」状況がどのような状況なのかは明確ではない。それに対して、自由権規約に規定された「拷問または残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱もしくは刑罰を受けない」（7条）という広い保護と結び付けて考えることが有効である。更に、1984年に採択された「拷問など禁止規約」には「拷問が行われる恐れがあると信ずるに足る実質的な根拠がある他国へ追放し、送還しまたは引き渡してはならない」と規定されている。しかし、ここで言われている「恐れ」は、現在や過去よりも将来のことを重視するので、ノン・ルフ





ルマン原則を実施するにあたっては、その証拠の提供が難しい問題になりうる。これまでの事例から見れば、その危険の恐れが「予見可能」、「個別」、「現実的」であるかどうかに応じてノン・ルフルマン原則に当てはめることができた。日本でも、両規約が有効だが、最近の動きとして、難民制度を悪用される可能性があるという理由で、ノン・ルフルマン原則の趣旨に反しない範囲で、送還停止効に一定の例外を設け、かつ、新たな事情のない再度の難民申請を迅速に処理する方策を検討する改正案がある。ここでは、誰がどのように、その改正案の仕組みまたはノン・ルフルマン原則の趣旨に基づく危険性と送還忌避罪の創設の基準を決めるのか、が問われるべき懸念事項となる、と安藤氏は述べた。

2つの報告に対して、政治哲学を専門とする小城拓理が、難民に関する国際人権規約間には難民および庇護希望者と自国民に対する扱い方の矛盾があるのではないかと、ノン・ルフルマン原則における庇護希望者への労働権と社会保障の関係はどうなっているのか、国際人権法規約における「非人道的な若しくは品位を傷つける取扱」の意味と基準が不

明確ではないか、戦争や自然災害による避難民と難民はどう違うのか、難民を受け入れず第三国に送る場合にノン・ルフルマン原則はどう理解されるのか、といった疑問点を指摘した。その後の一般討論で、幅広い分野の視点から難民問題の議論を深められる懇話会となった。

(文責 | ウィニバルドス S. メレ)

### 第三回懇話会

2020年6月27日(土)

Zoom ミーティング

第3回懇話会は、設立40周年記念シリーズ懇話会の一環として、「依存症と責任」をテーマに実施された。近年、日本では、メディアで依存症についての報道を見聞きする機会が多くなった。依存症は限られた個人にだけ起こる特異な問題だと感じる人も多く、「あってはならないもの」として厳しい目が向けられがちである。特に著名人の薬物依存・アルコール依存に関しては「自己責任」論で語られる場合が多いが、依存症は、意志が強いかわ弱いかという要因に尽きるのだろうか。

今回は、講演者として、精神科医として依存症の臨床現場に携わる小林桜児氏、倫理的な観点から依存症の研究を続けている佐々木拓氏が登壇し、討論者として、依存症に詳しい愛知県精神保健福祉センター所長の藤城聡氏が登壇した。なお、司会として森山花鈴氏が登壇した。

#### 第1報告

小林桜児氏(神奈川県立精神医療センター医療局長)

「依存症は自己責任の病なのか? : 精神病理と回復過程を検証する」



一人目の講演者として、臨床の現場にも携わる小林氏が登壇した。小林氏は、「なぜ依存をやめられたのか」という回復に対する問いから、依存症発症の精神病理へと遡って検証し、患者個人への刑罰や治療という視点ではなく、複眼的、重層的な依存症の理解と支援のあり方を提案した。

一般社会では、道徳論として依存症者の自己責任を問う姿勢が続けられてきた。特にいわゆる「健常者」と「依存症者」が比較され、「依存症者」は「欲



望を制御する能力が欠損している、意思が弱者」であるとの認識（スティグマ）がある。さらに、一般社会では「社会規範や知識の欠落と“意思の弱さ”が犯罪者を生み出す」という理解がある。

しかし、「自我を制御する能力（＝自己制御能力）は有限であり、その能力の程度は直近の制御能力の枯渇の度合いによって影響を受ける」（自我枯渇仮説）。この仮説によると、自己制御能力が枯渇していない時は依存しているものを断つことが可能だが、ストレスや外的刺激など引き金に暴露されると、自己制御能力が枯渇し、依存が再発する。そのため、自己制御能力の変動そのものに本人の責任を問うことは妥当ではない。

また、医学会では、「依存症」は脳障害という範疇で語られてきており、「薬物依存症は治療可能な脳の病気である」と言われる（Nora D.Volkow）。しかし、「脳の病気」であるにも関わらず、自助グループの集まりだけで治ってしまうこともある。

感情は、血圧や脈拍等と異なり、個体単独で制御することができない。健康的な情動の自己制御には、健康的な愛着関係が不可欠である。しかし、薬物・多剤や、アルコール依存、ギャンブル依存の患者のうち、15歳までに逆境体験（いじめ被害、虐待、養育

放棄、親との離別、家族の自殺等）を経験してきた人も多い。「信頼障害仮説」によると、「生育歴上の生きづらさから他者への信頼感が障害されることで物質乱用に至る」。さらに、慢性的な不安や緊張、怒りによる孤立によって自己制御資源が枯渇すると、情動制御と対処能力が低下し、再発してしまう。

つまり、「依存症」の支援で必要となるのは、社会的制裁や刑罰、脳の治療だけではなく、個人・組織・社会のレベルでの受容や共感である。治療においては、治療的愛着関係のネットワークが構築されることで、情動や衝動制御

能力が改善し、本人も責任を取ることが可能になる。そして、最終的に、依存症の回復過程の理解は、スティグマ克服に有用となる。

## 第2報告

佐々木拓氏（金沢大学人間社会研究域准教授）

### 「第三者による非難は適切でありうるか：薬物依存症の事例」

上記報告に対し、第2報告では佐々木氏が倫理的な側面から、依存症者へなされる「非難」について考察した。違法薬物使用をめぐる議論では、「違法薬物使用は不正で非難されるべき」などと、非難される側の特徴が目されるが、そもそも第三者による非難では、どのようなことが許され、また許されないのだろうか。佐々木氏は、『心の臨床を哲学する』所収の自身の論考での議論を引き合いに、スキャンロンの非難の関係性説に基づきながら、他者の問題行動に対する適切な応答とその条件について報告した。

まず、依存症者は、十全な責任を負うべき道徳的行為者ではないが、完全無能力者でもない。また、責任を負うために必要な選択能力には「目的選択能力」と「手段選択能力」があるが、手段選択能力があるように見える依

存症者も、目的選択能力が失われているために、特定の状況では責任を帰属できない。

スキャンロンの非難の関係性説によると、非難とは「関係を傷つける」行為・態度に対する応答として関係の修正を行うこと（相手の規範違反／期待への裏切りに対して自らの意図・期待を変更すること）であり、関係とは、関係者が相互に持ち合う「期待と態度（意図）」である。関係には関係を構築する規範が含まれており、相手に対する期待には行為者の能力が反映している。

また、非難には「弱い」非難と「強い」非難があり、「弱い」非難は関係の変更（スキャンロン流の非難）のことで



あり、「強い」非難は強い感情的反応や敵意、危害を伴う批判のことである。我々は、自他に抱く一般的な道徳的要請として、人として当然すべきことの意図や人として期待して当然の期待を持つ。この一般的な道徳的要請に答えなかったことに対する対応（意図と期待の変更）として、道徳的非難がある。道徳的非難においては、一般的道徳関係（理由反応性を持つという事実に基づいて成立する関係で、「人を傷つけない」「約束を守る」といったもの）は変更されず、個別的道徳関係（実際の意図と期待に基づく関係で、「親切にする」「親しい挨拶をする」など）が差し控えられることそれ自体が「非難」となっている。

佐々木氏が次に問題にするのは、親しい間柄にはない第三者による非難である。第三者の場合も、「関係を傷つけた」という判断や、個別的道徳関係の変更はありうる。ただし、ここでの非難は、行為者の行為・態度が「非難に値する」（＝道徳関係を傷つけた）という判断に依拠するものであるため、「非難すること」と「非難に値すると判断すること」は別のものである。「道徳的に許されないことをした」という客観的な判断は、関係内の規範（道徳的要請）を理解している人なら誰でも可能であり、この判断自体は「非難」ではない。

なお、第三者の場合にも、個別的道徳関係は差し控えることは可能だが、そもそも面識のない第三者との間では意義の小さい非難である。そのため、依存症者への非難は、意図された目的を果たさない。特に「強い」非難は、道徳的に許容不可能な行為にのみ許され、道徳的許容可能／不可能の判断は選択可能な行為だけが対象となる。それゆえ、「強い」非難は一定の選択可能な行為にのみ許容される。依存症者は目的選択能力を制限されているため、依存症者への「強い」非難は意図された目的を果たさない。つまり、依存症者に対して可能な非難は、個別的道徳関係の差し控えのみ（「弱い」非難）であり、依存症者に対しては、強い非難を差し控える理由が私たちにはある、と佐々木氏

は結論づけた。

（文責 | 森山花鈴）

## 第一回しゃりんけんトークセミナー

2020年7月16日（木）

Zoom ミーティング

山下敏雅氏（永野・山下法律事務所）

「日本は〈誰〉にとって暮らしやすい？」（シリーズ「〈他者〉を知る」）

司会：森山花鈴（南山大学社会倫理研究所准教授）

今回のしゃりんけんトークセミナーでは、「日本に暮らす外国人が置かれている状況について」というテーマで永野・山下法律事務所の山下敏雅弁護士にご講演いただいた。

山下弁護士は、一般民事や子供の事件、過労死・過労自殺事件、脱北者支援、セクシュアルマイノリティ支援、HIV 陽性者支援、無戸籍者支援など、幅広い事件を弁護されている。今回のセミナーでは、具体的な事例をもとに、現在日本に暮らす外国人が置かれている状況について語られた。以下からは、抜粋して事例を取り上げる。

はじめに、エイズを発症し余命が数日の状態になってしまった日本人男性とパートナーとして暮らしていた韓国人男性の事例が述べられた。これは2002年に起こった事例である。彼らは法律上他人であるため、日本人男性の遺産が韓国人男性に渡るよう、養子縁組の申請と遺言状の準備が進められた。しかし、韓国人男性は在留期限を過ぎたオーバーステイになっており、韓国人男性は少額の遺産を手に入れた。男女パートナーであれば、仮にオーバーステイであってもすぐに日本人と結婚し、日本人の配偶者として在留特別許可が下りるため、安定して日本にいても遺言状なしで遺産相続も可能である。しかし今回の事例は同性パートナーだったために、それが叶わなかった。

この在留資格に関して、異性同士なら在留特別許可が下りやすい一方で、同性パートナーでは認められないのが日本の法律の現状である。

また、台湾人男性と日本人男性の同性パートナーも在留特別許可が下りず、国外への退去を命じられた。彼らは、同性パートナーであるがために在留特別許可が下りないのはおかしいと、国を相手に裁判を起こし、2019年3月、国が在留特別許可を認めた。在留資格による訴訟はこの事例が初の試みだった。





しかし、この訴訟で同性パートナーの在留特別許可が変わったわけではなかった。アメリカで法的に結婚した日本人男性とアメリカ人男性の同性パートナーが日本での定住資格が却下され、在留資格の訴訟が再び起こった。もし、アメリカで結婚しているアメリカ人同士の同性パートナーの一方が何らかの在留資格で日本に来日した場合は、そのパートナーも家族として日本で暮らすことができる。しかし、日本人と外国人の同性パートナーの場合はそれが認められず、国を跨いでいることで、最愛の人と共に暮らすことができないのが現状である。2002年の韓国人男性と日本人男性の事例から18年経った今でも、日本の法律は何も変わっていない。

また、母親も在留資格がなく、子供も出生届が出されていないという家族の事例がある。2年かけて子供の在留資格は許可が出たが、母親の方には許可が出ず母国に帰国、子供だけが日本に残る形となった。また、女子高校生が父親の母国に強制的に帰国させられた事例がある。彼女は強制的に帰国させられそうになることに反発したことで父親から身体的虐待を受けていた。しかし、父親側の母国の宗教上の問題など、国を挟んだ問題の影響で、日本人の児童虐待とは異なり、円滑に児童相談所に連れて行くことができなかった。

山下弁護士は最後に、大人でも子供でも、病気を持っていてる人でも持っていない人でも、国籍が日本国籍でも外国

籍でも、勉強が得意な人も苦手な人も、男性でも女性でも、どんな人も一人一人人間として大切にされる、尊重されること、安心して毎日を過ごし幸せな人生を送れることが人権であると述べた。しかし、今回見た事例の通り、外国人の方の人権が守れているとは言えないのが現状である。私たちは言葉や文化の違いを暮らしの中で意識し、お互いがお互いの人権を大切にすることで、この現状を変えていくことができるのではないだろうか。

(文責 | 井畑萌)



## 「社会的レジリエンス」研究プロジェクト活動報告

2020年度に行った本プロジェクトの活動を報告する。社会的レジリエンスを探求する上では、人々の幸福度（主観的福祉）がいかなる要因によって決定づけられるか、実証的に分析していく必要がある。2020年度は、主に消費と主観的福祉の関係性に関する分析と、近年注目が集まっている〈関係価値 (relational value)〉の価値論的考察を行った。

### (1) 研究活動

2020年度に公刊した研究成果は以下の通りである（刊行順）。研究成果1、2、4は、第二種研究所員の鶴見哲也氏（南山大学総合政策学部・准教授）との共同研究に基づいている。

1. Tsurumi, T., Yamaguchi, R., Kagohashi, K. and Managi, S. 2020. "Are Cognitive, Affective, and Eudaimonic Dimensions of Subjective Well-Being Differently Related to Consumption? Evidence from Japan" *Journal of Happiness Studies* 22, 2499–2522.

本研究は、日本で独自に調査した家計データを基にして、消費が主観的福祉 (subjective well-being) に及ぼす影響を計量経済学的手法を用いて詳細に分析したものである。消費量を増加させることで主観的福祉が増大していくと一般的に考えられてきたが、消費を「物質的消費 (家電製品や家具、衣服などの経済財への支出)」と「関係性消費 (家族や友人などと共に旅行や贈り物、食事などへの支出)」に分けて分析すると、物質的消費を追加的に1単位増加させたときの主観的福祉の増加の度合いには上限がある (一定の水準を超えると福祉が増加しない) のに対して、後者に関してはそのような上限は存在しないことが分かった。また、主観的福祉への関係性消費の寄与度は、物質的消費よりも大きい傾向があることも明らかとなった。本研究から、関係性消費に注目することの重要性が浮き彫りとなった。

2. Tsurumi, T., Yamaguchi, R., Kagohashi, K. and Managi, S. 2020. "Attachment to Material Goods and Subjective Well-Being: Evidence from Life Satisfaction in Rural Areas in Vietnam" *Sustainability* 12(23): 9913.

本研究は、ベトナムの農村 (Thieu Ngoc と Darsal) を対象として、モノへの愛着が消費と主観的福祉 (生活満足度) の関係にどのような影響を与えるかを分析している。本研究の分析結果で興味深いのは、モノへの愛着がない人は物質的な消費量を増やしても、生活満足度への寄与度はどんどん小さくなっていく (消費が幸福につながりにくくなる) のに対して、モノへの愛着が高い人は、消費量を増加させると、ある水準までは生活満足度はどんどん高くなっていく (消費が幸福につながりやすくなる) という点である。同じモノを長く使い続けるという心理的態度があるかないかによって、同じ消費であっても、幸福につながりやすくなったり、つながりにくくなったりすることが本研究によって明らかとなった。ベトナムのような途上国の文脈で幸福度の向上を考える上では、単に所得や消費量だけでなく、モノへの愛着にも目を向ける必要がある。

3. 籠橋一輝 (2020) 「〈関係価値〉は新しい価値カテゴリなのか——手段的価値、内在的価値、代替可能性の観点から読み解く」『社会と倫理』第35号、pp. 3-20.

本研究は、生態系サービスの多面的な価値を捉えるための概念として近年提起された〈関係価値 (relational value)〉に注目し、Himes and Muraca (2018) の論考を手がかりとしながら、一般的な価値論における〈関係価値〉の理論的な位置づけを明らかにした。これまで〈関係価値〉は内在的価値 (intrinsic value) / 手段的価値 (instrumental value) とは異なる第3のカテゴリの価値として提起されてきたが、手段性 / 関係性 / 代替可能性という補助線を引くことによって、〈関係価値〉は従来の価値分類の中に位置づけられることが本研究で示された。すなわち、1) 非手段的であるが非関係的ではない内在的価値、あるいは2) 代替不可能な手段的価値として〈関係価値〉は定義可能であり、そのように捉えることによって、より具体的に関係価値を分析することが可能となる。

4. 鶴見哲也・山口臨太郎・籠橋一輝・馬奈木俊介 (2021) 「コロナウイルス感染症流行下での消費と主観的福祉」『環境経済・政策研究』14巻1号、pp. 66-70.

本研究は、日本を対象に、コロナ前 (2019年) とコロナ後 (2020年) で消費と主観的福祉がどのように変化し





たかを分析している。その結果、物質的消費、関係性消費（家族・友人・知人との交流に係る消費（旅行、贈り物、交際費、家族や友人・知人との自宅での食事、家族や友人・知人との外食））はともに減少しており、生活満足度も平均0.4ポイント減少したことが明らかとなった。2020年の自宅内外での時間の過ごし方と主観的福祉との関係では、1) 自宅内での運動・スポーツ時間の増加は、生活満足度との間に正の相関関係があること、2) 動画共有サービス（YouTube や TikTok 等）を使う時間の増加は、生活満足度と負の相関関係があること、3) 家族とテレビを見る時間の増加は、肯定的な感情との間に正の相関関係があることが分かった。

## (2) マイケル・シーゲル氏を偲ぶ会

マイケル・シーゲル氏を偲ぶ会を2021年3月2日（火）18時より、Zoom ウェビナーで開催した。マイケル・シーゲル氏は、本研究プロジェクトの前身である「環境とガバナンス」研究プロジェクトのリーダーであったが、2019年に惜しまれつつ逝去された。彼を追悼する文集『希望の種をまく人：マイケル・シーゲル氏を偲んで』が2020年12月に刊行された機会をとらえて、シーゲル氏と親交のあった方々にお集まりいただき、偲ぶ会を執り行った。本当は対面で実施したいところであったが、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、Zoom ウェビナーという形式をとった。当日は登壇者と合わせて80名ほどの方々にご参加頂いた。

この偲ぶ会では、「神父としての足跡」、「家族・友人」、「シーゲル平和学」、「自然との和解を目指して」、「社会倫理研究所とともに」という5つのセッションを設けて、追悼文集の執筆者にご登壇いただいた。それぞれのセッションでは、進行役として社会倫理研究所の研究所員が司会を務め、それぞれ25分の枠の中でシーゲル氏との思い出を語り合った。各セッションの登壇者は以下の通りである（敬称略）。

神父としての足跡：エペン・マンガ、成井大介、松浦悟郎  
（進行役：W.S. メレ）

家族・友人：今村信哉、今村玲子、時本エレナ、時本美穂、  
栃折信太郎、吉水恵（進行役：箆橋一輝）

シーゲル平和学：大庭弘継、中野涼子、中原聖乃、三好千春  
（進行役：森山花鈴）

自然との和解を目指して：伊藤みほ、倉内雅弘、藤本稯彦、  
前川智美、三俣学（進行役：箆橋一輝）

社会倫理研究所とともに：鈴木真、丸山雅夫、山田哲也、  
山田秀（進行役：奥田太郎）

それぞれのセッションから、シーゲル氏のユーモアや温かみのある人柄だけでなく、神父としての仕事に対する厳しさや、研究者としての問題関心の広さや度量の大きさがひしひしと伝わってきた。人間味に溢れるエピソードや、一つの枠に収まらない多岐にわたる活動、そして人間に対する深い信頼と愛。登壇者の皆さんのお話が小さなピースとなって、万華鏡のようにシーゲル氏の足跡がきらきらと映し出されるように感じられた。

すべてのセッションが終わった後、登壇者と参加者全員で、シーゲル氏へのメッセージの寄せ書きをオンライン上で行った。後日、2021年8月4日に、シーゲル氏が眠る多治見修道院の墓前にお供えをした。

シーゲル氏が人生をかけて撒いてこられた種は、国を越え、世代を超えて、私たち一人一人の中で、着実に実を結んでいる。最も不遇な立場に置かれている人に生活者の立場で寄り添い、社会の不合理的を徹底的に掘り下げて粘り強く思考を紡いでいこうとするシーゲル氏の姿勢は、これからの私の人生の道標となり続けるだろう。社会倫理研究所でシーゲル氏と過ごした時間は、私の一生の宝物である。一人の同僚・友人として、シーゲル氏と出会えたこと、また一緒に研究プロジェクトを遂行する機会を得られたことに、心から感謝している。シーゲル先生、本当にありがとうございました。

## 報告■ 箆橋一輝

南山大学社会倫理研究所第二種研究所員  
国際教養学部 准教授



## 活動報告

## 「いのちの支援」研究プロジェクト活動報告



## 1. 「いのちの支援」研究プロジェクト

「いのちの支援」研究プロジェクトは、自殺の問題を中心に、私たちの生命、生活、人生に関わる諸問題を「いのち」の問題と捉え、その対処について、当事者の自立的な活動から国・行政の施策に至るまでを幅広く「支援」と位置づけ、「いのちの支援」にかかわる多様な課題について総合的に取り組む研究プロジェクトである。本研究プロジェクトは、2015年度から社会倫理研究所第一種研究所員の森山が中心となり実施している。

2020年度は、コロナ禍において対面形式での開催が難しかったものの、いのちの支援に関わる研究者や実務家が自由な対話を行う場として「社会倫理研究プラットフォーム（略称：しゃりんけんプラットフォーム）」の開催（全12回）やプロジェクトに関わる懇話会の開催（全1回）、しゃりんけんトークセミナーの開催（全1回）などを実施してきた。

## 2. 社会倫理研究プラットフォーム

2020年度もこれまでに引き続き、「いのちの支援」に関わる研究者や実務家が自由な対話を行う場である「社会倫理研究プラットフォーム」を以下の通り全12回開催した。

社会倫理研究プラットフォームは2015年より月1回程度のペースで実施してきており、これまでの参加者は、医学（精神科・内科）・心理学・哲学・倫理学・社会学・経済学・人類学・法学・政治学・教育学などの各専門分野の研究者、実務家（弁護士、教員、民間団体、復職支援・障害者支援の民間企業、マスコミ関係者、政治家）、行政関係者（県、保健所、市町村）などである。毎回15名~20名程度の人数で、セミクローズドの形をとって定期的に開催してきた。コロナ禍になったことで、2020年4月からはオンライン形式（Zoom ミーティング利用）で開催しているが、この

ことで全国の方々が気軽に参加することが可能となった。

なお、社会倫理研究プラットフォームは、最先端の研究や現場の生の話を聞くことができる機会であるとともに、役職や立場は関係なく自由に対話できる空間であるため、幅広い議論ができる場となっている。テーマについての詳細についてはここでは掲載を控えたいが、「いのちの支援」に関わる諸問題について毎回取り扱っており、1回ごとに2時間~3時間で実施している。

2020年度（全12回）※敬称略、所属は当時。

第1回 4月16日（木）

講師：森下圭子（翻訳家・ムーミン研究家）

第2回 5月8日（金）

講師：土田幸子（鈴鹿医療科学大学）

第3回 6月19日（金）

講師：鳴海紗恵（自死遺族の会 分かちあいの会・ネモフィラ代表）

第4回 7月17日（金）

講師：津村薫（フェリアン副所長）

第5回 8月28日（金）

講師：北川雄也（同志社大学政策学部助手）

第6回 10月9日（金）

講師：高橋康史（名古屋市立大学大学院講師）

第7回 10月23日（金）

講師：足立賢介（弁護士・KIM法律事務所）

佐藤まどか（カウンセリングスペース・リヴ顧問）

第8回 11月27日（金）

講師：辻本耐（学校法人長栄学園木島幼稚園心理発達相談員）

第9回 12月4日（金）

講師：土井隆義（筑波大学人文社会系教授）

第10回 12月11日（金）

講師：横路佳幸（日本学術振興会特別研究員PD／南山



大学)

第11回 1月22日

講師:木下宏明(岐阜県自死遺族の会「千の風の会」代表)

第12回 3月19日(金)

講師:村本邦子(立命館大学大学院人間科学研究科教授  
/女性ライフサイクル研究所代表取締役)

### 3. 懇話会としゃりんけんトークセミナー

「いのちの支援」研究プロジェクトとして、2020年度は、社会倫理研究所設立40周年記念シリーズ懇話会3として、1回の懇話会(2020年度第3回懇話会)を実施し、さらに1回のしゃりんけんトークセミナーを実施した。

詳しくは別ページにあるそれぞれの報告を参照していただきたいが、2020年度第3回懇話会では、「依存症と責任」をテーマに、依存症は自己責任であるのか、第三者からの非難は適切であるのかについて、精神科医として依存症の臨床現場に携わる小林桜児先生、倫理的な観点から依存症の研究を続けておられる佐々木拓先生をお招きして議論した。

しゃりんけんトークセミナーについては、2020年度は「日本は〈誰〉にとって暮らしやすい？」をテーマに、弁護士山下敏雅先生をお招きして日本に暮らす外国人が置かれている状況について教えていただいた。しゃりんけんトークセミナーは、毎回学生からの評価も高いため、今後も年2回程度実施していきたい。

#### 【懇話会】

2020年度第3回懇話会

6月27日(土)

テーマ:依存症と責任

演題1:依存症は自己責任の病なのか?:精神病理と回復過程を検証する

報告者:小林桜児(神奈川県立精神医療センター医療局長)

演題2:第三者による非難は適切でありうるか:薬物依存症の事例

報告者:佐々木拓(金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授)

討論者 藤城聡(愛知県精神保健福祉センター所長)

司会 森山花鈴(南山大学社会倫理研究所第一種研究所員/法学部准教授)

#### 【しゃりんけんトークセミナー】

2020年度第1回しゃりんけんトークセミナー

(シリーズ「〈他者〉を知る」)

7月16日(木)

テーマ:日本は〈誰〉にとって暮らしやすい?

演題:日本に暮らす外国人が置かれている状況について

報告者:山下敏雅氏(永野・山下法律事務所)

### 4. 日本自殺予防センター発足・日本自殺予防学会設立50周年記念シンポジウム

2020年9月13日(日)には、「「つながれない」時代の自殺対策～ウィズコロナをどう生きるか～」をテーマに、一般社団法人日本自殺予防学会・日本自殺予防センター主催によりシンポジウムが開催された。南山大学社会倫理研究所は、共催として関わり、森山は司会として参加した。内容としては、第1部として「自殺の現状とこれからの自殺対策」、第2部として「ウィズコロナにおける自殺対策」「医療従事者支援と自殺未遂者支援」と題するテーマで講演が行われた。多数の参加者が集い、コロナ禍における自殺問題について関心が高いことがうかがえる。

### 5. 今後の「いのちの支援」研究プロジェクト

森山個人としては、これまでに引き続き、県、市町村、保健所などへの助言者や研修会講師等をつとめるとともに、このコロナ禍での自殺対策と地域の現状について調査を実施している。また、大学生へのアンケート調査(自殺対策および新型コロナ感染拡大に伴う生活調査等)を辻本耐氏(南山大学社会倫理研究所プロジェクト研究員)らと実施するとともに、2021年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響による女性の自殺者数の増加も懸念されるため、引き続き樋口麻里氏(北海道大学大学院)、平野孝典氏(桃山学院大学)、阪本俊生氏(南山大学)らと自殺対策や自殺の問題に関する共同研究を実施していく予定である。

また、2021年度についても、2021年9月4日(土)～5日(日)には第45回日本自殺予防学会総会がオンラインで開催されたため、副大会長として総会運営にも関わった。

報告 ■ 森山花鈴

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員  
法学部 准教授



## 活動報告

## 「企業・人権・倫理」研究プロジェクト

本研究プロジェクトは、主に企業活動における人権の法的・倫理的課題に注目してきたが、2020年度からは、企業活動にとどまらず、より広い社会活動における人権の課題をも取り上げるようになった。今後は、あらゆる人権の課題について、「法・制度・倫理」研究プロジェクトおよび「カトリック社会倫理」研究プロジェクトと絡み合う形で取り組んでいく。ただし、今年度は、新型コロナウイルスパンデミックの真只中であったため、限られた研究活動しか実施することができなかった。

## 1. 「難民と人権」問題についての懇話会

2020年度は、「企業・人権・倫理」研究プロジェクトの課題と活動を継続しながら、「法・制度・倫理」の観点から、具体的な現代の国内外の人権問題を取り上げた。その中でも、「難民と人権」問題は優先課題の一つであった。この課題の重要性は、ここ数年、多くの地域に移民や難民が大量に流入している、という事実から生じている。新聞やテレビなどの多くのメディアでヘッドラインになっているように、内戦によりシリアからヨーロッパや周辺の国々への大規模な難民が生まれた。また、ミャンマー政権による迫害と大量虐殺に対する恐れがあったため、何千人ものロヒンギャ民族が周囲の国々へ逃避した。トランプ米大統領による移民政策によって、不法移民の親に連れられ入国した子供は親から引き離された。日本では、不法滞在者、庇護希望者、外国人労働者、技能研修生などがしばしば話題になっている。それらの問題は様々な側面がある

が、その中でも最も差し迫った側面の一つは、ある領土や国に滞在することの合法性である。専門性を持たない一般の人々は、さまざまな報道機関でそれらの問題を見たり聞いたりすることはあっても、その法的な側面を十分に理解せず、または、関心を持たずに聞き逃してしまう可能性がある。

そこで、この課題を深めるために、国際人権法の専門家を招き、「難民と人権」をテーマにして議論する懇話会を2020年6月13日（土）に開催した。中京大学法学部教授の小坂田裕子氏に「国際法における難民及び庇護希望者の労働の権利」という演題でご講演いただき、そして、大阪大学国際公共政策研究科招へい准教授の安藤由香里氏には「入管収容・送還：ノン・ルフルマン原則による保護を考える」という演題でご講演いただいた。すべての参加者とのさらなる議論のための足がかりとして、愛知学院大学総合政策学部准教授の小城拓理氏が、お二人の講演者の報告を踏まえながら政治哲学の視点から討論し、「難民と人権」を考える重要な争点について明らかにすることができ



た。(詳細については、本誌の懇話会レビューを参照。)

## 2. 補完性の原理調査—茨城県訪問

2020年11月10日(火)から12日(木)の間、社会倫理研究所のメンバー(奥田太郎、森山花鈴)とともに、茨城県各地に訪問した。今回の訪問では、補完性原理の可能性を明確化しようとする具体的な事例を調査するために、水戸市とその周囲の地域の団体関係者に聞き取り調査を行なった。特に、本研究プロジェクトと直接関連するのは、特定非営利活動法人茨城NPOセンター・コモンズ事務局の訪問・現地視察とその代表者とのインタビュー(11月10日)であった。地域社会に助けを必要としている人たち、特に子供たち、ひきこもりがちの人たち、外国人、高齢者、障害者などのセーフティネットづくりに取り組む活動を支援するこの団体は、実際に、特定のグループの人たちの特定の人権を守り生かすことができている、ということが、現場訪問とインタビューを通して分かった。もちろん、市民の人権を保護する第一義的な責任は国家(政府)にあるが、地域行政とのネットワークを作り、その支援を受けながら現場での福祉活動を行うことによって、国家がある程度間接的に自らの人権保護責任を実施することができる。同時に、この団体もまた、福祉活動の対象を超えて、多くの人々への補完的な役割も果たして行くことができる。まさにこうした補完性が実現されている実践であることがわかった。

今回の調査で手付かずのまま残された課題の一つは、本

研究プロジェクトにも親密に関連している、外国人労働者の人権に関する問題である。仕事のために日本に滞在している外国人労働者とその子供たちも、茨城NPOセンター・コモンズの福祉活動の対象となっており、いくつかの事例について話を聞くことができた。今後、彼らを雇っている企業が、どの程度、または、どのように外国人労働者に対する人権責任を果たしているのか、について、さらに踏み込んだ研究に取り組む必要がある。

## 3. 今後の方向性

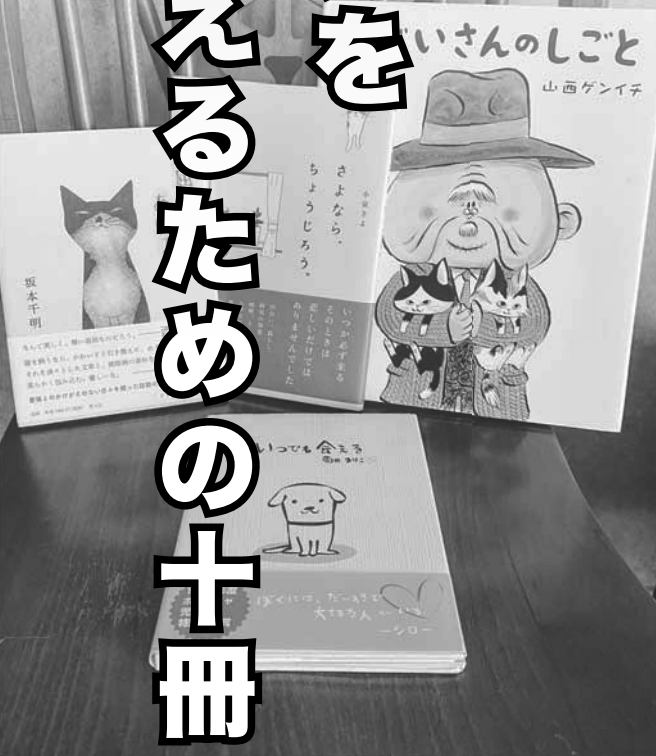
2020年度の研究課題と活動では、「企業・人権・倫理」研究プロジェクトと連なる「法・制度・倫理」研究プロジェクトを同時に進めることができた。すでに述べたように、残された課題があるため、今後も、上記2つの研究プロジェクトを絡め合う形での研究活動を継続したい。特に、あらゆる人権問題をSDGsと関連付ける形での研究活動に重点を置く予定である。その際には、先の2つの研究プロジェクトと連なる「カトリック社会倫理」研究プロジェクトの課題をも同時に取り組むことが必要であると考えている。特に、キリスト教神学と倫理の視点から、さまざまな人権問題について、共同調査や研究会、懇話会などを通じて深めていくことができればと思う。

## 報告■ ウィニバルドス ステファヌス メレ

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員  
法学部 准教授



# グリーンフケアを 考えるための十冊



## はじめに

人生は喪失の繰り返しだ。生きているということは昨日とのお別れ、昨日の時間、昨日出会った人や大切な物とのお別れの連続だが、日常ではそう実感することは多くはない。私たちは昨日の続きで今日があり明日があると普通に暮らしている。ある日明日がないことを知って愕然とする。昨日がその人とお別れだったことを知るのだ。それでも自分の明日はやってくる。大切な人やペット、物、時間との別れの中で私たちはどう明日を迎えていくのか。この悲しみをどうしたらいいのか。そんな時、誰かの言葉が、誰かの文章が支えてくれることがある。

私自身が支えられたものを含めそんな 10 冊をご紹介しますと思う。

佐野洋子『うまれてきた子ども』ポプラ社

佐野洋子『シズコさん』新潮社

佐野洋子の絵本の中では『100万回いきた猫』が有名だが私はこの『うまれてきた子ども』が大好きだ。この中で宇宙を浮遊していた子どもが「うまれることにした」瞬間がある。「うまれないから関係ない」と言い続ける子どもがうまれることにしたのは犬にかまれた子どもが「おかあさん！」とおかあさんに駆け寄りばんそうこうを貼ってもらったのを見た時。ばんそうこうを貼ってもらいたくなって生まれることにしたのだ。うまれてきた子どもは「ばんそうこう！」とおかあさんに要求しけらけらと笑い遊びぐっすり眠る。うまれたくなかった時、なあんにも感じなかったのにうまれた子どもはたくさんの感覚を動かすのだ。子どもの愛しさと命の大切さを感じる絵本だ。小学校で絵本の読み聞かせをした時には先生が「素敵な絵本ですね」と感動されていた。そう大人に読んで欲しい絵本だ。

この本を書いた佐野洋子はきっと愛情たっぷりに育てられたのだろうと勝手に想像していた。その佐野洋子が「シズコさん」で母との葛藤を描いている。年老いた母の手が自分に触れた時に心底嫌だと思った彼女。彼女はシズコさんの介護をお金で解決しようとする自分を冷たい娘だと責める。幼い頃母に繋ごうとした手を振り払われた彼女はその場面を鮮明に記憶していた。妹は呆けた母に触れていたけれど彼女は素手ではとても触れなかった。その彼女がシズコさんに「ごめんね」と号泣する場面がある。年老いて呆けたシズコさんは「私の方こそごめんなさい」と言う。

案内 ■ 佐藤まどか さとう・まどか

特定非営利活動法人グリーンサポート・リヴ 代表理事



彼女は呆けに心から感謝をし何十年分の嫌悪感が解けていく。老いと呆けは神様からの贈り物だ。母娘の葛藤を抱える娘が死に向かっていく母と関わりながら自分の人生の整理をしていく様子が描かれている。幸せなお別れかもしれない。シズコさんは先にあちらへ旅立ち、洋子さんは「私も死ぬ。生まれて来ない子供はいるが、死なない人はいない」と書いている。そしてシズコさんに「ありがとう」と伝えている。

シズコさんを送って数年で洋子さんも旅立っているがあちらではどんな再会だっただろうか。うまれてきた子どもがばんそうこうを貼ってもらった場面を思い出し、ばんそうこうを貼ってもらったのは佐野洋子自身だったのだと思った。「ばんそうこう！」あちらで再会した時にそうシズコさんに叫んだのではないかと思う。

佐野洋子が亡くなってから『死ぬ気まんまん』『ヨーコさんの言葉』『佐野洋子』などの本も出ていて我が家の書棚には並んでいる。大好きな作家のひとりだ。

#### 山西ゲンイチ『おじいさんのしごと』講談社

「ケンタくんのおじいさんは、しんでしまいました」で始まる絵本。小学校の読み聞かせでは最初のこの一言に子どもたちは一瞬しんとになり真剣な目で絵本を見る。

「死」は子ども達にとって遠いものではないことがよくわかる。おじいさんは間違えて猫の天国に行ってしまう。案内をしてくれた白猫と天国での仕事にチャレンジするものの失敗だらけ。落ち込むおじいさんは最終的に孫のケンタが自分のちょび髭を好きだと言ってくれていたことを思い出し猫のちょび髭を描く仕事を始める。白猫に手伝ってもらいながらこの仕事は大繁盛し猫の天国はちょび髭ブームになる。猫たちはおじいさんにちょび髭を描いてもらってまた生まれていく。おじいさんは手伝ってくれている白猫に「あんたはわしがこどものころかっていたネコスケだね」と言い再会を喜び合う。そしておじいさんが死んで泣いていたケンタの家には子猫が生まれる。

死んだ人や猫たちとどこか繋がりを感じほっこりする子どもたちも大好きな一冊だ。

#### 小泉さよ『さよなら、ちょうじろう。』KKベストセラーズ

ペットはもはや家族である。ペットは多くの場合飼い主

より先に死んでしまう。この本は家族である猫とのお別れの記録だ。

我が家にもいる猫たち。彼・彼女らの力はすごい。もふもふの毛で柔らかい体で、触ると一瞬で疲れを取ってくれ。媚びてもこず、知らん顔で自分勝手に家族の中で自分が一番偉いと思っているかのようなふるまいだ。著者はちょうじろうに病気があることがわかってからの不安の日々とその中でもちょうじろうが日常を生き著者を和ませてくれる生活を記録している。著者はまだ亡くなっていないのに最期にちょうじろうを入れてあげる籠を用意する自分に不思議な思いを持つがそれが実は大切なことなのだ。人が亡くなる時もお別れの準備がある。その時にどう送りたいかを考え、したいお別れをすることはその後の回復に大きく影響をする。どんどん小さくなるちょうじろうを最期まで愛情を持ち看取る著者。用意した籠に入れてあげてお別れをした。亡くなった後もちょうじろうのことを思ってくれ会いに来てくれる人の存在が著者を支える場面もある。大切なペットとのお別れは辛いけれどだからと言って出会いは幸せだったと伝えてくれる一冊。

#### 坂本千明『退屈をあげる』青土社

著者の初めての猫との暮らしを猫の言葉と紙版画で語っている。猫の幸せな退屈と、その退屈を壊す新しい2匹の子猫の存在。やがて猫は新しい2匹との同居を受け入れイライラが解けていく。やがて死んでいく猫は自分の退屈な幸せを丸ごとその子たちにあげることにする。



著者は猫が幸せかどうかを知りたかったと書いている。そして一緒に寝ていた猫の寝息を「かすかに甘ったるい香り」「溶けかけて今にも消えてしまいそうな砂糖菓子のような」と表現している。猫が退屈そうにそこに存在していたことがきっと猫にとって幸せだったんだよと猫には正解は聞けないけれど読んだ私はそう思えた。猫の幸せな退屈が教えてくれるのは日々の何てことない日常の愛しさだ。

### 菊田まりこ『いつでも会える』学習研究社

この絵本は友人にプレゼントされた絵本だ。何回も読むでは泣いてそうだよなと思わせてくれた。僕（犬のシロ）は突然飼主であるみきちゃんに会えなくなる。なんで？なんで？シロは思う。死んでしまったみきちゃんにまた頭を撫でて欲しい、会いたくて会いたくて寂しくて寂しくて自分は不幸だと思ふシロ。やがてシロはみきちゃんのことを考えるとみきちゃんに会えることがわかる。あの頃と関係は変わらないんだとシロは思う。

大好きで大切な人がずっと存在することをシロの言葉で教えてくれている。

### 野村久司『ぼくの星の王子さまへ～医療裁判10年の記録』幻冬舎文庫

この本は偶然勤務先の一つである高校の図書館で見つけた。手にしているとその高校の教頭先生が書かれていて高校の図書館に寄付して下さったのだと教えてもらった。「星の王子さま」というタイトルに惹かれた。私は夫を亡くしてから「星の王子さま」の言葉を思い出すことが多かった。亡くなった夫は今頃どこかの星で薔薇と喧嘩しているのではないかと空を見上げることも増えた。星の王子さまが言うようにどこかの星にその人がいると思えば見上げるとどの星も愛しく見えた。

そんな思いがあり著者である教頭先生と「星の王子さま」談義をし、すっかりこの本を頂いた。星が好きで大学で天文学、流れ星の研究をし高校の理科の教員になった先生（著者）は大学時代から毎年双子座流星群を観測している。著者は「寝転がって双子座を見ていると、本当に二人の子どもが手をつないでいるように見えるんです。」と医療事故で子どもを亡くした病院の研修で話している。陣痛促進剤で元気に生まれるはずだった一人目の星子ちゃんを亡くしその時の帝王切開の傷が原因で出産時子宮が破裂したことによって3人目の子どもは重度脳性麻痺になり2歳半で亡くなっている。



星子ちゃんの出産時「何か変だ」と感じた著者の妻は状況を克明に記憶しておこうとする。母体も危うく意識が遠のきそうになる中での必死の闘いだったはずだ。その必死の記憶さえ医療現場で否定される。この本は著者夫妻が医療裁判を決意し闘っていく年月の記録である。著者の妻は「悲劇のヒロインにはなりたくないと思っていた」と言う。悲しみと問題を社会化していく道筋が描かれている。この著者の訴えは後に厚労省、病院、医療制度の変革をもたらすドラマのモデルにもなった。この本は医療事故、裁判の記録という一面だけではなくその随所に著者の家族への深い思いが溢れている。

著者の「星の王子さま」は今日もどこかの星で笑っているのだろう。空にはたくさんの誰かの「星の王子さま」が住んでいるのだと私も夜空を眺める。

### 三浦英之『災害特派員』朝日新聞出版

表紙の写真と、中にある「未来へ 笑顔の5歳」の写真が印象的である。これは著者の友人で癌で亡くなった渡辺龍氏の写真である。3.11の震災については実際にその場に居なくても多くの人とその日の映像を目にした。大きな共有できる喪失の中に個別のそれぞれの共有できない喪失がある。著者は馴染みのあった地での取材を続けジャーナリズムとは何なのかともがきながらこの本を書き上げる。そして11章最後の写真で渡辺龍氏の記述になる。渡辺氏は「明るい写真を撮りたいんだよ」と言った。自分の最期を知っている渡辺氏がヨロヨロの体で撮った「笑顔」。著者は丁寧に誠実に取材を続け自分自身の喪失にも向き合いながら読者に生と死を伝えている。家族を亡くした人たちの痛みと新しい命の希望、壊れた学校と生きていく子ど





も達。読み進めるのも辛い中に希望を感じる一冊。

ヘンリー・スコット・ホランド（詩）、高橋和枝（絵）、  
島田潤一郎（発行）『さよならのあとで』夏葉社

詩と素朴な挿絵が心にすーっと染み入ってくる。一つの詩、42行の言葉を綴っている本だ。

シンプルな言葉と絵が亡き人の声に思える。人が亡くなった時、その人は形は無くなるけれど小さな粒のような空気のような存在になってそこそこにふわっと存在しているのではないか、そんな思いを裏付けてくれているように思える。風の中に雨粒の中に夜空の星の一つにその人はいるのだろうと思う。見える世界での不在と見えない世界での存在。「となりの部屋にそっと移っただけ」なのだ。死別の悲しみに語りかけてくれる一冊。

茨木のりこ、大久保憲一（発行者）『歲月』花神社

この詩集は茨木のりこの死後世に出されたものだ。夫への想いを綴っていたが生きている間には公表したくないと思っていたようだと思つて宮崎治は書いている。

自身の話になってしまうが、夫の死後早い段階で私は茨木のりこの詩集を2冊ほど購入した。この年月の中の言葉に心を揺さぶられ涙を流した。不思議なもので今は涙は出ないが心の奥をぎゅっと掴まれるような感覚はまだある。これはきっと一生あるのだろう。生きていくとはそういうことだ。タイトルと同じ「歲月」の詩は年老いた夫婦



になった自分たちを想定している。夫が60歳に70歳に80歳になった姿を私も想像してみたが夫はいつまでたっても52歳のままだ。夫に「もし私がぼけてしまったらどうする？」と聞いたことがあった。夫は「何回も家はここですよ、僕は貴女の夫ですよと言う」と言う。「知らん知らん、誰？と言うかもしれないよ」と言う。「はいはい、それでも僕が夫なんですよと言う」と言う。夫らしい言葉だった。そう言ってもらう現実は無くなったけれど。この詩集の中にそんな亡き人との会話を思い出す場面がいくつも出てくる。

私は「いい音で音楽聴きたいなあ」の病室での夫の言葉でオーディオを新しくした。夫は嬉しそうに「楽しみやなあ」と言ったが夫はその音を自宅で行った葬儀の時に聴くことになった。亡くなる2日前には呼吸の苦しい中座って私に「もう一度改めてありがとうを言うとかわ」と感謝を述べた。そんな場面がよみがえる。詩の中に同じような場面が描かれている訳ではないのに夫を亡くした茨木のりこの詩の中に自分の思いを重ねて読んでしまう。

グリーフの旅はずっと続く。いつかゴールシテープを切った時にそこに夫は立っているだろうか。拍手し「ご苦労様」と声をかけてくれるだろうか。先に逝った人たちや猫たちがテープの横に総出で迎えてくれているはずだ。だから私は生きていくのだと思う。胸を張って生きてきたよと伝えるために。グリーフの旅を支えてくれるたくさんの言葉が私を支えてくれている。

番外編：松浦益子『喜寿記念 風』

書店には並んでいないがどうしても紹介しておきたい。20代の頃の療育施設勤務時代の先輩の一冊。「おかしいでしょ？70を過ぎても母が死んだ今も母のことを許せないのよ」とコロコロと笑う松浦氏の短歌と川柳。彼女のそのままがここに表れている。素直で繊細で深い。喪失がテーマのものも多く、遠くなった子育て時代、老いを知らされる身体、会えなくなった友人や家族への思いが静かに心に染み入り風景が浮かぶ。

特に好きな二句をここに紹介しておく。

「主婦われらの秘かな拍手に送られて離婚の友の荷が遠ざかる」

「ありがとうこれ迄ずっと言いたくて言ってはならぬ死近き友に」■



# 研究所活動記録

(2020年4月-2021年3月)

## 2020年度活動報告

### 懇話会・研究会・シンポジウム

#### 懇話会（設立40周年記念シリーズ懇話会）

第1回 2020年5月23日

共通テーマ レジリエンスを社会問題にどう適用するか

報告者 市原あかね（金沢大学人間社会研究域教授）

論題 「地域社会のレジリエンスと転換能力：学際研究・教育のためのレジリエンス思考」

報告者 梅津千恵子（京都大学農学研究科教授）

論題 「レジリエンスを考える：アフリカにおける食と栄養の安全保障」

討論者 奥田太郎（南山大学社会倫理研究所）

第2回 2020年6月13日

共通テーマ 難民と人権

報告者 小坂田裕子（中京大学法学部教授）

論題 「国際法における難民及び庇護希望者の労働の権利」

報告者 安藤由香里（大阪大学国際公共政策研究科招聘准教授）

論題 「入管収容・送還：ノン・ルフルマン原則による保護を考える」

討論者 小城拓理（愛知学院大学総合政策学部准教授）

第3回 2020年6月27日

共通テーマ 依存症と責任

報告者 小林桜児（神奈川県立精神医療センター医療局長）

論題 「依存症は自己責任の病なのか？：精神病理と回復過程を検証する」

報告者 佐々木拓（金沢大学人間社会研究域准教授）

論題 「第三者による非難は適切でありうるか：薬物依存症の事例」

討論者 藤城聡（愛知県精神保健福祉センター所長）

### しゃりんけんトークセミナー

第1回 2020年7月16日

テーマ 日本は〈誰〉にとって暮らしやすい？

論題 日本に暮らす外国人が置かれている状況について

報告者 山下敏雅（永野・山下法律事務所）

司会 森山花鈴（南山大学社会倫理研究所）

### シンポジウム

南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム「Why Be Resilient?: レジリエンスを補完性原理の視点から考える」

共催 上智大学生命倫理研究所

2020年9月19日

会場 Zoom ウェビナー（オンライン）

報告者 森山花鈴（南山大学社会倫理研究所）

荻野美佐子（上智大学名誉教授）

大塚耕太郎（岩手医科大学教授）

司会兼討論者 籠橋一輝（南山大学国際教養学部准教授）

Nanzan University Institute for Social Ethics 40th Anniversary Symposium "Resilience and Human Dignity: Exploring the Principle of Subsidiarity in Social Issues"

2020年11月7日

会場 Zoom ウェビナー（オンライン）

報告者 Allan Dale (The Cairns Institute, James Cook University, Australia)、籠橋一輝（南山大学社会倫理研究所）、Kairi Kølves (Australian Institute for Suicide Research and Prevention, Griffith University, Australia)、森山花鈴（南山大学社会倫理研究所）

討論者 Roger Davis (University of Canberra, Australia)、Andrea Carlson（愛知県立大学）

司会 Winibaldus Stefanus Mere（南山大学社会倫理研究所）





## 社会倫理研究所共催シンポジウム

世界自殺予防デー関連イベント 日本自殺予防センター発  
足・日本自殺予防学会設立 50 周年記念シンポジウム「つ  
ながれない」時代の自殺対策～ウィズコロナをどう生  
きるか～

主 催 一般社団法人日本自殺予防学会、日本自殺予防  
センター

共 催 一般社団法人日本いのちの電話連盟、島根大学  
医学部

2020 年 9 月 20 日

会 場 Zoom ウェビナー

報告者 張賢徳（帝京大学医学部附属溝口病院教授）、  
堀井茂男（日本いのちの電話連盟理事長）、  
河西千秋（札幌医科大学教授）、大塚耕太郎（岩  
手医科大学教授）、太刀川弘和（筑波大学教授）、  
稲垣正俊（島根大学教授）

司 会 影山隆之（大分県立看護科学大学教授）、  
森山花鈴（南山大学社会倫理研究所）、  
川島義高（明治大学専任講師）

オンラインシンポジウム「現代世界における和解の諸問題  
～平和で包摂的なグローバル社会に向けて～」

主 催 「現代世界における和解の諸問題」実行委員会

共 催 上智大学実践宗教学研究科、上智大学グロー  
バルコンサーン研究所）、世界宗教者平和会議（WCRP）  
日本委員会、アジア宗教者平和会議（ACRP）、ピースポ  
ート、日本カトリック正義と平和協議会、愛知大学「アジ  
ア共同体の平和学」講座、中部 ESD 拠点（RCE Chubu）

2020 年 9 月 27 日

会 場 Zoom ミーティング

報告者 島菌進（上智大学教授）、武者小路公秀（元国  
連大学副学長）、ローマ教皇、高見三明（カト  
リック長崎大司教区大司教）、鈴木規夫（愛知大  
学教授）、川崎哲（ICAN 国際運営委員、ピース

ポート共同代表）、稲葉奈々子（上智大学教授）、  
安田菜津紀（フォトジャーナリスト）、  
神谷昌道（ACRP シニアアドバイザー）、  
篠原祥哲（WCRP 日本委員会事務局長）、  
ロバート・キサラ（南山大学学長）

## その他

マイケル・シーゲル氏を偲ぶ会

2021 年 3 月 2 日

会 場 Zoom ウェビナー

報告者 エベン・マンガ、成井大介、松浦悟郎、今村信哉、  
今村玲子、時本エレナ、時本美穂、栃折信太郎、  
吉水恵、大庭弘継、中野涼子、中原聖乃、  
三好千春、伊藤みほ、倉内雅弘、藤本穂彦、  
前川智美、三俣学、鈴木真、丸山雅夫、  
山田哲也、山田秀

進行役 ウィニバルドス・ステファヌス・メレ、  
箆橋一輝、森山花鈴、奥田太郎

## 出版物

名 称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第 35 号

発行日 2020 年 12 月 15 日

名 称 社会倫理研究所編『時報しゃりんけん』第 13 号

発行日 2020 年 9 月 15 日

名 称 箆橋一輝編『希望の種をまく人：マイケル・シー  
ゲル氏を偲んで』（*Nothing Matters But Love: In  
Memory of Michael T. Seigel*）

発行日 2020 年 12 月 25 日

名 称 奥田太郎・箆橋一輝編『Why Be Resilient?: レジ  
リエンスを補完性原理の視点から考える』

発行日 2021 年 3 月 15 日



# 研究所活動記録

(2020年4月-2021年3月)

## 研究所専任スタッフ研究業績

### 奥田太郎【おくだ・たろう】

#### 著書

児玉聡編『タバコ吸ってもいいですか?』(「喫煙しない自由からの闘争—喫煙規制問題を倫理学する」pp. 45-94)、信山社、2020年10月。

#### 論文

「残すこと、捨てること、残ること—資料の保存をめぐる応用倫理的断想」、『アルケイア—記録・情報・歴史』第15号、pp.1-32、2020年11月。

「何が同一であれば人間は変化に耐えうるか」、『社会と倫理』第35号、pp.77-96、2020年12月。

#### 学会発表

「イギリス哲学と哲学対話実践」、日本イギリス哲学会第45回研究大会シンポジウム2「イギリス哲学・思想と市民教育」、Zoomミーティング(オンライン)、2021年3月21日。

#### 講演

「生きる意味の哲学」、第28期電話相談ボランティア養成講座宿泊研修、KKRホテル名古屋、2020年9月27日。

「人生の「間違い探し」の間違いを探してみよう」、聖霊高等学校静修講話、聖霊中学・高等学校、2021年2月25日。

#### 寄稿

「節度、節制」「礼儀」(連載「見てわかる! 道徳」第12回、奥田秀巳との共著、越智貢監修)『どうとくのひろば』No.26、日本文教出版、pp.14-15、2020年4月30日。

「自主、自律、自由と責任」(中学校)「感謝」(小学校)(連載「見てわかる! 道徳」第14回、上村崇との共著、越智貢監修)『どうとくのひろば』No.27、日本文教出版、pp.8-9、2020年10月10日。

#### 翻訳

H. コリンズ、R. エヴァンズ著、『専門知を再考する』(Harry Collins and Robert Evans, *Rethinking Expertise*, The University of Chicago Press, 2007)、奥田太郎監訳、和田慈・清水右郷訳、名古屋大学出版会、2020年4月。220p。

#### 講演録編集

奥田太郎・籠橋一輝編『Why Be Resilient?: レジリエンスを補完性原理の視点から考える』南山大学社会倫理研究所、2021年3月。88p。

### 森山花鈴【もりやま・かりん】

#### 論文

「日本とフィンランドの自殺対策—実施をめぐる状況と体制の比較を中心に—」『社会と倫理』第35号、pp.141-152、2020年12月。

#### 学会発表

「コロナ禍における自殺者数の推移」、第40回日本社会精神医学会、オンライン、2021年3月4日。

「自殺に対するスティグマとリテラシーとの関連」(辻本耐、樋口麻里との共同)、日本健康心理学会第33回大会(東北学院大学)、オンライン、2020年11月。

「官公庁およびNPO・NGOで働いた経験のある研究者と





してのキャリア形成」、2020年度日本政治学会総会・研究大会、オンライン、2020年9月27日。

### 研究会報告

「コロナ禍における自殺対策」、第24回社会政治研究会、オンライン、2020年11月19日。

### シンポジウム発表

“Suicide Prevention in Japan: Between Medical Model and Community-Based Model”, Nanzan University Institute for Social Ethics 40th Anniversary Symposium (2020), オンライン、2020年11月7日。

「メディカルモデルとコミュニティモデルの双方から日本の自殺対策を考える」、南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム2020（南山大学社会倫理研究所主催）、オンライン、2020年9月19日。

「コロナ禍における自殺者数の推移～2020年の統計から～」、2020年度自殺対策強化月間シンポジウム（一般社団法人日本自殺予防学会・日本自殺予防センター主催）、オンライン、2021年3月8日～3月21日。

### 講演

「自殺対策とゲートキーパー」、令和2年度安城市民生委員・児童委員協議会総会（安城市主催）、オンライン（書面のみ）、2020年4月9日。

「ゲートキーパー」になるために重要な5つの視点～声かけ・気づき・傾聴・つなぎ・見守り～、全職員向けゲートキーパー養成講座（大府市主催）、大府市役所、2020年8月3日。

「ゲートキーパー」になるために重要な5つの視点～「気づく」「声をかける」「話を聞く」「つなぎ」「見守り」～、ゲートキーパー養成研修会（市民の方向け）（大府市主催）、大府市役所、2020年9月23日。

「いのちの門番」とは～声掛け、傾聴、支援する方法～、ゲートキーパー養成講座従事者向け研修（新城保健所主催）、新城保健所、2020年10月5日。

「町民の「ゲートキーパー」としての大事な5つの視点～気づく・声をかける・話を聞く・つなぎ・見守り～」、ゲートキーパー養成研修（武豊町主催）、武豊町役場、2020年10月7日。

「あなたの周りに悩んでいる人はいませんか？—あなたも今日からゲートキーパー—」、ゲートキーパー養成研修会（一宮市主催）、一宮市役所、2020年10月26日。

「気づいて、声をかけ、つなぎ、見守り—自殺予防のために私たちができること—」、自殺予防普及啓発後援会（豊橋市保健所主催）、豊橋市保健所・保健センター、2020年10月28日。

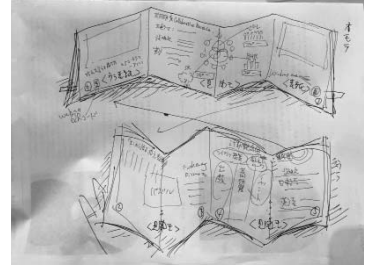
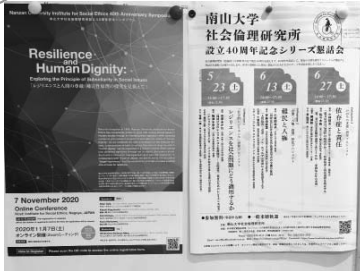
「ゲートキーパー」になるために重要な5つの視点②～声かけ・気づき・傾聴・つなぎ・見守り～、ゲートキーパー養成研修会（第2回／午前／午後）（大府市主催）、大府市役所、2020年11月16日。

「市民の「ゲートキーパー」になるために」、令和2年度職員向けゲートキーパー養成研修会（担当職員対象）（日進市主催）、日進市役所、2020年11月18日。

「支援者が知っておくべき遺族支援」「私と地域と世界のファンドみんなおんなじ空の下 新型コロナウイルス緊急支援基金助成事業」（カウンセリングスペース「リヴ」主催）、オンライン、2020年11月22日。

「ゲートキーパー “いのちの門番” 気づき、声かけ、傾聴、支援の方法について」、（設楽町主催）、設楽町役場、





- 2020年11月24日。
- 「ゲートキーパーとして行動するために」令和2年度岩倉市ゲートキーパー研修（岩倉市主催）、岩倉市生涯学習センター、2020年11月30日。
- 「市民の「ゲートキーパー」として動くには」、市職員向けゲートキーパー研修（蒲郡市主催）、蒲郡市役所、2020年12月1日。
- 「専門職として「ゲートキーパー」になるには」、専門職向けゲートキーパー研修（蒲郡市主催）、蒲郡市民会館、2020年12月5日。
- 「ウィズコロナ時代におけるオンラインの活用と課題」、南山大学・豊田工業大学連携講演会「デジタル化社会との向き合い方」（南山大学・豊田工業大学主催）、オンライン、2020年12月6日。
- 「新型コロナウイルス感染症流行下における自殺対策取り組み評価と次年度に向けて」、新城市市内ネットワーク会議勉強会・グループワーク（新城市主催）、新城市役所、2020年12月14日。
- 「対面授業・オンライン授業で心がけていること」、2020年度南山大学全学FD企画「学生の主体的な学びを助けるよい授業とはどのようなものか」（南山大学主催）、オンライン、2020年12月23日。
- 「新型コロナウイルス感染症に関連する対策を契機とした各機関の連携について」、令和2年度自殺対策相談窓口ネットワーク会議（自殺未遂者支援地域連携会議）（半田保健所主催）、オンライン（資料のみ）、2020年1月18日。
- 「コロナ禍の自殺対策におけるゲートキーパーの役割」、ゲートキーパー養成研修（武豊町主催）、武豊町役場、2021年2月16日。
- 「ゲートキーパーとして支援者が知っておくべきこと一気

- づき・声かけ・傾聴・つなぎ・見守りー」、愛知県地域子育て支援センター事業連絡協議会研修会（愛知県地域子育て支援センター主催）、オンライン、2021年2月24日。
- 「ゲートキーパー養成講座—行政の体制とゲートキーパーの役割—」、ゲートキーパー養成研修（愛知県司法書士会主催）、オンライン、2021年3月。
- 「市民の「ゲートキーパー」として動くには2」、第2回市職員向けゲートキーパー研修、オンライン、2021年3月9日。

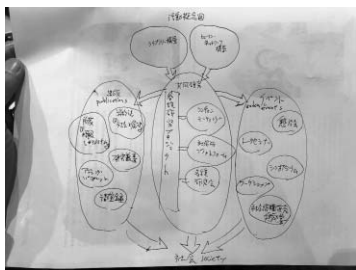
#### 司会

- 「つながれない」時代の自殺対策～ウィズコロナをどう生きるか～」、日本自殺予防センター発足・日本自殺予防学会設立50周年記念シンポジウム（一般社団法人日本自殺予防学会・日本自殺予防センター主催）、オンライン、2020年9月13日。

#### 寄稿

- 「誰もが誰かの「ゲートキーパー」に」一般社団法人日本自殺予防学会ウェブページ、2020年11月15日。





## Winibaldus S. Mere【ウィニバルドス・S・メレ】

### 論文

「補完性とレジリエンス及び持続可能の関係—インドネシアの村落基金の事例」、『社会と倫理』第35号、pp. 39-56、2020年。

“Dignity, Biblical Justice, Forgiveness and the Death Penalty”, *The Japan Mission Journal*, Oriens Institute for Religious Research, Vol. 74, No. 4, pp. 259-267, 2020.

“Recent Trend Toward a Balanced Business and Human Rights Responsibility in Investment Treaties and Arbitrations”, *International Journal on Human Rights and Business*, Vol.4, No.2, pp. 1-16, 2020.

「倫理的で持続可能な事業活動の環境・人権デュー・デリジェンスの重要性—インドネシアのパーム油生産業の事例」、『生命と倫理』第8号、pp. 21 - 34、2021年。

### 学会発表

“Trend Toward A Balanced Approach on Business and Human Rights in Investment Treaties and Arbitrations”、多国籍企業学会西部部会、オンライン、2020年05月16日。

### 講演

“Business and Green Growth: Environmental Justice for Inclusive Wellbeing”, Agenda Focus Group Meeting: Toward Indonesia’s Equitable Green Growth – Improving Access to Justice in Environmental Matters, Westminster Forum for Democracy (WFD), Indonesian Parliament (DPR), Mulawarman University, 26 November 2020.

### モデレータ

「難民と人権」南山大学社会倫理研究所設立40周年シリーズ懇話会、オンライン、2020年5月13日。

“Resilience and Human Dignity: Exploring the Principle of Subsidiarity in Social Issues”, Nanzan University Institute for Social Ethics 40th Anniversary Symposium (International Symposium), Online, 7 November 2020.

### 寄稿

“The Priesthood of a Scholar in Pressing Social Issue” in Kagohasi Kazuki (ed.), *Nothing Matters But Love: In Memory of Michael T. Seigel*, Nanzan University Institute for Social Ethics, 2020, pp. 32-39, 25 December 2020.



# 南山大学社会倫理研究所スタッフ

所長

奥田 太郎

第一種研究所員

奥田 太郎 人文学部人類文化学科・教授 [倫理学、応用倫理学]

Winibaldus S. Mere 社会倫理研究所・准教授 [国際人権法、企業と人権]

森山 花鈴 法学部法律学科・准教授 [行政学、政治学]

第二種研究所員

石川 良文 総合政策学部総合政策学科・教授 [都市環境政策、地域経済、公共政策評価]

大竹 弘二 国際教養学部国際教養学科・准教授 [現代ドイツ政治理論、政治思想史]

竈橋 一輝 国際教養学部国際教養学科・准教授 [地球環境学、環境経済学]

神崎 宣次 国際教養学部国際教養学科・教授 [倫理学]

阪本 俊生 経済学部経済学科・教授 [社会学、経済社会学]

鶴見 哲也 総合政策学部総合政策学科・准教授 [環境経済学]

丸山 雅夫 大学院法務研究科・教授 [刑事法]

三好 千春 人文学部キリスト教学科・教授 [キリスト教史]

山田 哲也 総合政策学部総合政策学科・教授 [国際法、国際機構論]

プロジェクト研究員

横路 佳幸 日本学術振興会特別研究員 PD [哲学、倫理学]

辻本 耐 浄土真宗本願寺派浄念寺衆徒、長栄学園木島幼稚園発達相談員 [死生学、臨床心理学]

非常勤研究員

石田 淳 東京大学大学院総合文化研究科・教授 [国際政治学]

梅澤 彩 熊本大学熊本創生推進機構・准教授 [民法、家族法]

大庭 弘継 京都大学大学院文学研究科・研究員 [国際政治学、国際安全保障]

生越 照幸 弁護士法人 ライフパートナー法律事務所・所長 [法律、自死遺族支援]

籾 和彦 名古屋市立大学大学院薬学研究科・教授 [神経科学、分子生物学、睡眠医学]

香坂 玲 名古屋大学大学院環境科学研究科・教授 [環境経済学、国際協力論]

鈴木 真 名古屋大学大学院人文学研究科・准教授 [哲学、倫理学、Institutional Research]

都築 章子 NPO 法人 海の自然史研究所 [教育学、科学教育]

中野 涼子 金沢大学人間社会学域国際学類・准教授 [国際関係論、東アジア国際政治]

早川 徳香 名古屋大学大学院医学系研究科・客員研究者 [児童思春期精神医学]

福永 真弓 東京大学大学院新領域創成科学研究科・准教授 [環境倫理学、環境社会学]

眞嶋 俊造 広島大学大学院総合科学研究科・准教授 [応用倫理学]

山田 秀 熊本大学法学部・教授 [法哲学、自然法論]

五十音順・2021年4月1日現在





# 研究プロジェクト関連マップ2021

倫理学の可能性／経済・経営・倫理／生命倫理の諸問題／科学技術と倫理

経済・経営・倫理／法・制度・倫理／カトリック社会倫理

いのちの支援／生命倫理の諸問題

ガバナンスと環境問題

「国際社会」と倫理

ガバナンスと環境問題／社会的レジリエンス

倫理学の可能性／科学技術と倫理／社会的レジリエンス

いのちの支援

社会的レジリエンス

法・制度・倫理／生命倫理の諸問題

歴史・記憶・情報／カトリック社会倫理

「国際社会」と倫理／法・制度・倫理

「国際社会」と倫理

生命倫理の諸問題／法・制度・倫理／いのちの支援

「国際社会」と倫理

いのちの支援

いのちの支援

ガバナンスと環境問題／社会的レジリエンス

倫理学の可能性／科学技術と倫理

社会的レジリエンス

「国際社会」と倫理／記憶・歴史・情報

いのちの支援

ガバナンスと環境問題／倫理学の可能性

「国際社会」と倫理／倫理学の可能性

カトリック社会倫理

共通テーマ「レジリエンスの社会倫理的基盤構築」



## 編集後記

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延の影響により、全世界でほとんどすべての活動が「リモート」に移行することを要請された一年でした。40周年を迎える社会倫理研究所は、海外との連携を深めながら、次の10年間の新たな研究所活動を構想しつつあったのですが、残念ながら、すべて一時休止とすることを余儀なくされました。40周年記念の懇話会やシンポジウムなど、予定していたすべてのイベントは、対面開催が難しくなったため、オンラインビデオ会議システムのZoomを用いたオンライン開催に移行することとなりました。オンライン開催は、対面開催以上の人手と事前準備が必要であることがわかりましたが、他方、国内外の遠方の人たちにも気楽に参加していただけることや、多忙な人たちにも隙間を縫うように顔を出していただけることは、オンライン開催の最大の魅力であり、また、顔が見えないからこそその関わり方の可能性も窺い知ることができました。今号を編集している2021年度も引き続き、コロナ騒動の渦中にあるわけですが、今後、研究所のイベントをどのような形で開催するのがよいのか、思案しているところです。

また、2020年度は、2019年7月4日に帰天された当研究所元第一種研究所員のマイケル・シーゲル氏に捧げる追悼文集の編纂に明け暮れた一年でもありました。籠橋一輝氏を編集責任者として、国内外を問わず100名超のシーゲル氏に所縁のある人びとにご寄稿いただき、浩瀚な追悼文集を刊行することができました。2019年度末に刊行した40周年記念のブックレットと本書を合わせて、社会倫理研究所のこれまでの歩みを知ることのできる重要な記録の書となっております。どちらも残部がありますので、入手希望の方は研究所事務室宛にお声がけください。

遺憾ながら、今号でもまた、研究所にとって大きな訃報をお伝えしなければなりません。社会倫理研究奨励賞創設に多大な貢献を賜った元第一種研究所員の野田宣雄氏が2020年12月29日に逝去されました。また、非常勤研究員として研究所を支えてくださった高橋良輔氏が2021年3月5日に夭折されました。哀悼の意を表するとともに、お二人のご支援に衷心より感謝申し上げます。

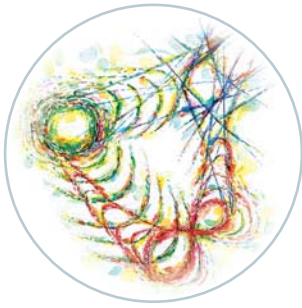
奥田太郎



2021年11月30日 発行

**編集兼発行人** 南山大学社会倫理研究所  
名古屋市昭和区山里町18 〒466-8673  
電話 (052) 832-3111 (代表)  
代表者 奥田太郎  
E-mail: ise-office@ic.nanzan-u.ac.jp  
<http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

**印刷所** 株式会社クイックス  
名古屋市熱田区桜田町19-20 〒456-0004  
電話 (052) 871-9190 (代表)



## 扉のテーマ：連携 / Linkage

補完性・ネットワーク・信頼  
和解・共存・協働  
有機・つながり・共感・連鎖

「そこから語る、問う、考える」

南山大学社会倫理研究所は、南山大学の研究・教育のモットー「人間の尊厳のために」の内実の解明および「善き生」を支える教養の再建というコア・ミッションのもと1980年5月に設立されました。

以来、現代における社会倫理的課題に関して、異なる専門分野や視点から多面的に考察する様々な研究プロジェクトを企画・遂行してきました。関連資料の収集・整備を通じた研究所ライブラリの構築に加えて、現代社会の様々な問題に関わる研究者や実務者等、多様なバックグラウンドを有する人々による探求プラットフォームの構築を進め、それを通じた共同研究に継続的に取り組んでいます。

### 2020年度の活動報告

#### [ 出版 ]

##### ■ 社会と倫理 第35号

・特集：社会倫理の可能性  
(執筆者)

奥田太郎 箆橋一輝 香坂玲 内山倫太 江原誠  
ウィニバルドス ステファヌスメレ 鈴木真 大庭弘継  
阪本俊生 森山花鈴 丸山雅夫 三好千春 眞嶋俊造  
石田淳 中野涼子 山口晃人 古田徹也 逆巻しとね  
勢力尚雅 小山虎 小城拓理 濱村仁 本田康二郎  
三浦隆宏 樋口麻里 森岡正博 佐藤静

##### ■ 時報しゃりんけん

南山大学社会倫理研究所所報

##### ■ 講演録

Why Be Resilient?: レジリエンスを補完性原理の視点から考える

#### [ イベント ]

##### ■ 懇話会

2020.5.23 レジリエンスを社会問題にどう適用するか  
2020.6.13 難民と人権  
2020.6.27 依存症と責任

##### ■ しゃりんけんトークセミナー

シリーズ 「〈他者〉を知る」  
2020.7.16 日本は〈誰〉にとって暮らしやすい？

##### ■ シンポジウム

2020.9.19  
南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所  
共催公開シンポジウム  
「Why Be Resilient?: レジリエンスを補完性原理の視点から考える」

2020.11.7

Nanzan University Institute for Social Ethics 40th Anniversary  
Symposium “Resilience and Human Dignity: Exploring the Principle of Subsidiarity in Social Issues”

##### ■ 社会倫理研究奨励賞

受賞論文 岸見太一  
「外国人労働者の一時的な受け入れはどんなときに不正になるのか」

#### [ 共同研究 ]

レジリエンスの社会倫理的基盤構築 ●

「いのちの支援」研究プロジェクト

「社会的レジリエンス」研究プロジェクト

「企業・人権・倫理」研究プロジェクト



南山大学社会倫理研究所

Nanzan University  
Institute for Social Ethics

< 公式サイト >

<http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

